



**JASDAQ**

平成 26 年 3 月 13 日

各 位

会社名 KYCOM ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小 林 勇 雄  
(コード番号 9685 ジャスダック)  
問合せ先 管理部長 吉 村 仁 博  
TEL 0776 (34) 3512

「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 8 月 29 日提出の「改善報告書」について、有価証券上場規程第 503 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した「改善状況報告書」を本日別添のとおり提出いたしましたので、お知らせいたします。

別添書類：改善状況報告書

以上

# 改善状況報告書

平成 26 年 3 月 13 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 清田 瞭 殿

KYCOM ホールディングス株式会社

代表取締役社長 小林 勇雄



平成 25 年 8 月 29 日提出の改善報告書について、有価証券上場規程第 503 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出いたします。

## 目次

1.	改善報告書の提出経緯.....	3
(1)	過年度決算訂正の内容及び対象 .....	3
(2)	過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因 .....	3
(3)	不適正開示の原因となった行為に係る認識、目的、動機等 .....	10
(4)	不適正開示の発生原因の分析 .....	11
	①減損処理に係る会計基準等に関する専門的知識の不足.....	11
	②全般的な経理業務のチェック体制の不足.....	11
	③資産評価に関する評価基準、見直しのルールや体制の未整備.....	11
	④開示体制の脆弱性.....	11
	⑤当社及び当社子会社の規程に対する不備や漏れ.....	11
	⑥監査役会におけるモニタリング機能の脆弱性.....	11
	⑦コーポレート・ガバナンス体制の脆弱性.....	11
2.	改善措置並びにその実施状況及び運用状況等.....	12
(1)	改善報告書記載の改善措置並びにその実施状況及び運用状況 .....	12
	第1部：「資産評価マニュアル等に関する改善状況報告」.....	13
	①減損処理に係る会計基準等に関する専門知識不足に対する対応.....	13
	②全般的な経理業務のチェック体制の不足に対する対応.....	14
	③資産評価に関する評価基準、見直しのルールや体制の未整備に対する対応.....	14
	④開示体制の脆弱性に対する対応.....	21
	第2部：「内部統制に関する改善状況報告」.....	23
	1. 改善報告書記載の改善措置を修正・変更した旨、その理由.....	23
	2. 改善措置② コーポレート・ガバナンス体制の強化.....	25
	2.1 改善措置②-1 内部統制規程の制定.....	25
	(1) 内部統制委員会委員長の選任・就任.....	25
	(2) 改善措置の再検討.....	25
	(3) 内部統制規程の作成.....	26
	(4) 内部統制規程の制定.....	27
	2.2 改善措置②-2 内部統制委員会によるモニタリングの強化.....	27
	(1) 内部統制委員会の権限等の明確化.....	27
	(2) 改善措置が実施及び運用される事業拠点及び部署等.....	27
	(3) 内部統制委員会によるモニタリングの実施・運用状況.....	29
	(4) 監査室による内部監査を通じたモニタリング.....	32
	2.3 改善措置②-3 取締役会の機能の活性化.....	33
	(1) 基本的な方向.....	33
	(2) 取締役会の機能の活性化の実施・運用状況.....	34
3.	改善措置③ 監査役会におけるモニタリング機能の強化.....	36
	(1) 会計の争点とその解決方法.....	36
	(2) 新たに社外監査役として弁護士等の選任.....	36

(3) 監査役会と内部統制委員会の協力.....	36
4. 改善措置④ 当社及び当社子会社の規程に対する見直し.....	37
3. 改善措置の実施状況及び運用状況に対する上場会社の評価 .....	37

## 1. 改善報告書の提出経緯

当社は、過年度決算の訂正を行った件につきまして、平成 25 年 8 月 2 日付「東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について」にて公表いたしましたとおり、東京証券取引所から同月 15 日までに改善報告書の提出を求められていましたが、同月 15 日付「東京証券取引所からの「改善報告書」の再提出請求について」にて公表いたしましたとおり、改善報告書に記載した内容が不十分だったため同月 29 日を期限として再提出を求められ、同月 29 日付「東京証券取引所への「改善報告書」の提出及び過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の訂正内容等に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、同月 29 日に改善報告書を提出いたしました。

### (1) 過年度決算訂正の内容及び対象

当社は、平成 25 年 8 月 1 日付「第 46 期有価証券報告書等の提出及び過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」及び同月 14 日付「過年度の有価証券報告書の訂正報告書等の提出に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、過年度決算の訂正を行いました。

過年度決算訂正の対象は以下のとおりです（内容は次の(2)項に記載）。

- ① 所有する土地の減損損失の計上
- ② 仕掛品及びソフトウェア資産の売上原価への振替及び減価償却費の戻入
- ③ 子会社株式の評価損の計上
- ④ 投資有価証券の評価損の計上
- ⑤ 貸倒損失の計上及び貸倒引当金（繰入額）の計上
- ⑥ 税効果会計の見直しに伴う法人税等調整額の訂正及び再訂正
- ⑦ 関連当事者との取引に係る有価証券報告書注記の一部記載漏れ

かかる過年度決算訂正による連結業績及び個別業績への影響額につきましては、「(別紙 1) 訂正による過年度連結業績及び個別業績への影響」に記載のとおりであります。なお、過年度決算訂正による純資産の負の影響額は、連結で 337,995 千円（平成 25 年 3 月期第 3 四半期）、個別で 205,579 千円（平成 24 年 3 月期）となりました。内訳に関しましては、「(別紙 2) 純資産の負の影響額【連結】、純資産の負の影響額【個別】」に記載しております。

### (2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因

当社は、平成 17 年 8 月締結の契約により、永昌監査法人（平成 24 年 7 月に太陽 ASG 有限責任監査法人と合併）が当社の会計監査人となり、平成 25 年 3 月期第 3 四半期に至るまで、適正意見の監査報告書及び四半期レビュー報告書を受領しておりました。ところが、平成 25 年 3 月 19 日及び平成 25 年 5 月に入り、会計監査人から、過年度に遡及して訂正が必要と指摘され、過年度分の決算書類にまで遡及して訂正することになりました。その経緯の概要は以下のとおりです。

#### ① 所有する土地の減損損失の計上

- (a) 富山イノベーションパーク：当社子会社(株)共栄システムズが、平成 10 年 2 月に、富山市イノベ

ーションパーク内に土地（約 20,000 m<sup>2</sup>）を 684,500 千円で取得し、その後、有効活用の具体的な計画立案に至っておりません。同土地は公示価格対象外のため、イノベーションパークの最終分譲価格や近隣地の取引事例を参考に評価し、減損会計基準に基づく減損の必要はないと判断していました。然るに、平成 25 年 2 月 6 日に会計監査人より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に基づき、遊休地として減損処理をすべきであるとの指摘を受け、次のとおり減損損失を特別損失に計上いたしました。

(単位:円)

該当会社名	遡及年度	借 方		貸 方	
【連結決算】 (株)共栄システム <sup>ス</sup>	平成 18 年 3 月期 中間期	減損損失 (特別損失)	258,500,200	土地	258,500,200

(b) 福井市大町：当社は、昭和 60 年 5 月に福井市大町に土地（約 900 m<sup>2</sup>、現在は子会社共同コンピュータ(株)の資産）をデータエントリー施設建設のために 63,000 千円で取得いたしました。データエントリー業務の縮小により現在に至っています。同地は公示価格対象外であり、平成 24 年 3 月期に近隣地の取引事例を確認し、取得価額での評価が適正であると判断しておりました。平成 25 年 5 月に入り、会計監査人より指摘を受け、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、平成 20 年 3 月期にまで遡及して次のとおり減損損失を特別損失に計上いたしました。

(単位:円)

該当会社名	遡及年度	借 方		貸 方	
【連結決算】 共同コンピュータ(株)	平成 20 年 3 月期	減損損失 (特別損失)	3,261,112	土地	3,261,112
	平成 21 年 3 月期	減損損失 (特別損失)	3,118,903	土地	3,118,903
	平成 22 年 3 月期	減損損失 (特別損失)	2,599,086	土地	2,599,086
	平成 23 年 3 月期	減損損失 (特別損失)	2,209,222	土地	2,209,222
	平成 24 年 3 月期	減損損失 (特別損失)	2,209,222	土地	2,209,222

※減損損失累計額 13,397 千円

## ②仕掛品及びソフトウェア資産の売上原価への振替及び減価償却費の戻入

(a) 新会計システム Web 化：当社子会社共同コンピュータ(株)は、グループ企業内で使用している新プロジェクト会計システム（原価管理システム）を北陸地区の IT 業界をターゲットとして、外販用に Web 化することを計画し、平成 21 年 1 月から開発に着手し、平成 24 年 3 月に追加的な開発コストの見積りも含めて策定しましたが、現在に至るも受注実績がなく、プロジェクトが中断した平成 22 年 3 月期に遡及して次のとおり売上原価に振替えました。

(単位：円)

該当会社名	遡及年度	借 方		貸 方	
【連結決算】 共同コンピュータ㈱	平成 22 年 3 月期	売上原価	49,810,859	仕掛品	49,810,859

(b) ST2 システム Web 化：当社子会社 KYD㈱（平成 22 年 6 月に当社子会社共同コンピュータ㈱に吸収）は、平成 20 年 4 月に ST2 システム（流通系企業統合システム）の開発に着手し、平成 22 年 1 月に一旦中断し、平成 22 年 6 月に共同コンピュータ㈱が KYD㈱を吸収合併した後に、再開を検討した結果、すでに開発済みの部品で販売可能と判断し、平成 24 年 3 月をもって完成といたしました。しかし、現在に至るも受注実績がなく、当初の Web 化開発作業終了時の平成 22 年 3 月期に遡及して次のとおり売上原価に振替えました。

(単位：円)

該当会社名	遡及年度	借 方		貸 方	
【連結決算】 共同コンピュータ㈱	平成 22 年 3 月期	売上原価	40,072,312	仕掛品	40,072,312

(c) 土地購入管理システム：当社子会社共同コンピュータ㈱は、住宅販売会社向けの「土地購入管理システム」を汎用パッケージとして販売可能と判断し、平成 21 年 9 月～平成 22 年 6 月に開発作業を行い、一時中断の後、平成 23 年度中に当該プロジェクトを再検討した結果、すでに開発済みの部分で販売可能と判断し、平成 24 年 3 月をもって完成といたしました。しかし、競合商品の出現もあり、現在に至るも受注実績がなく、当初の開発作業終了時の平成 23 年 3 月期に遡及して次のとおり売上原価に振替えました。

(単位：円)

該当会社名	遡及年度	借 方		貸 方	
【連結決算】 共同コンピュータ㈱	平成 23 年 3 月期	売上原価	23,037,060	仕掛品	23,037,060

(d) 旅行会社 (D 社) 向け通信販売システム：当社子会社共同コンピュータ㈱は、旅行会社 (D 社) 向けに通信販売システムの開発を企画、平成 18 年に着手し平成 21 年 2 月に完成し（合計開発費：61,114 千円）、減価償却を開始して、平成 24 年 1 月には全額償却を完了しておりました。しかし、開発費の回収に見合う十分な受注実績を上げることができず、次のとおり平成 20 年 3 月期及び平成 21 年 3 月期に遡及して開発費の全額を売上原価に振替え、平成 21 年 3 月期からの減価償却費の戻入を行いました。

(単位：円)

該当会社名	遡及年度	借 方		貸 方	
【連結決算】 共同コンピュータ㈱	平成 20 年 3 月期	売上原価	50,101,287	仕掛品	50,101,287
	平成 21 年 3 月期	売上原価	11,012,280	仕掛品	11,012,280
	以下は減価償却費の戻入				

平成 21 年 3 月期 第 4 四半期	ソフトウェア (無形固定資産)	3,395,198	売上原価 (ソフトウェア償却費)	3,395,198
平成 22 年 3 月期 第 1 四半期	ソフトウェア (無形固定資産)	5,092,797	売上原価 (ソフトウェア償却費)	5,092,797
平成 22 年 3 月期 第 2 四半期	ソフトウェア (無形固定資産)	5,092,797	売上原価 (ソフトウェア償却費)	5,092,797
平成 22 年 3 月期 第 3 四半期	ソフトウェア (無形固定資産)	5,092,797	売上原価 (ソフトウェア償却費)	5,092,797
平成 22 年 3 月期 第 4 四半期	ソフトウェア (無形固定資産)	5,092,797	売上原価 (ソフトウェア償却費)	5,092,797
平成 23 年 3 月期 第 1 四半期	ソフトウェア (無形固定資産)	5,092,797	売上原価 (ソフトウェア償却費)	5,092,797
平成 23 年 3 月期 第 2 四半期	ソフトウェア (無形固定資産)	5,092,797	売上原価 (ソフトウェア償却費)	5,092,797
平成 23 年 3 月期 第 3 四半期	ソフトウェア (無形固定資産)	5,092,797	売上原価 (ソフトウェア償却費)	5,092,797
平成 23 年 3 月期 第 4 四半期	ソフトウェア (無形固定資産)	5,092,797	売上原価 (ソフトウェア償却費)	5,092,797
平成 24 年 3 月期 第 1 四半期	ソフトウェア (無形固定資産)	5,092,797	売上原価 (ソフトウェア償却費)	5,092,797
平成 24 年 3 月期 第 2 四半期	ソフトウェア (無形固定資産)	5,092,797	売上原価 (ソフトウェア償却費)	5,092,797
平成 24 年 3 月期 第 3 四半期	ソフトウェア (無形固定資産)	5,092,797	売上原価 (ソフトウェア償却費)	5,092,797
平成 24 年 3 月期 第 4 四半期	ソフトウェア (無形固定資産)	1,697,602	売上原価 (ソフトウェア償却費)	1,697,602

- (e) 選挙システム：当社子会社カイコム・インベストメント(株) (旧：カイコム・テクノロジー(株)) は、平成 18 年 5 月に地方自治体向けパッケージとして選挙システムの開発を企画し、低コストでの海外オフショア開発を前提として着手しましたが、販売が見込めないと判断し、平成 19 年 3 月期に遡及して、次のとおり開発費の全額を売上原価に振替えました。

(単位：円)

該当会社名	遡及年度	借 方		貸 方	
【連結決算】 カイコム・インベストメント(株)	平成 19 年 3 月期	売上原価	4,766,012	仕掛品	4,766,012

### ③子会社株式の評価損の計上

- (a) 当社子会社 KYD(株)の株式について、平成 23 年 3 月期まで資本金及び資本準備金と同額を計上し、平成 20 年 3 月期には純資産が資本金及び資本準備金合計額の 50%を下回る水準となりましたが、同社の再建は可能との判断から、減損会計基準に基づく減損処理は行いませんでした。今般、会計監査人からの指摘を受け、次のとおり平成 20 年 3 月期及び平成 21 年 3 月期に遡及して純資産ベースで評価損を計上することといたしました。

(単位：円)

該当会社名	遡及年度	借 方		貸 方	
【個別決算】 KYD(株)	平成 20 年 3 月期	子会社株式評価損 (特別損失)	92,361,309	子会社株式	92,361,309
	平成 21 年 3 月期	子会社株式評価損 (特別損失)	20,858,439	子会社株式	20,858,439

- (b) 当社海外子会社 KYCOM OF AMERICA, LTD. (KOA)の株式について、平成 18 年 3 月期の同社純資産額 (163,035 千円) が、当社所有の KOA 株式の帳簿価格 (397,308 千円) を 50%以上下回る水準にありましたが、平成 20 年 3 月期までは、KOA 社が所有する当社株式を時価評価して同社の純資産額を算定し、KOA 株式との差額を投資損失引当金として計上しておりました。KOA 社は平成 22 年 8 月に清算手続きが終了し、適正な経理処理が完了していると認識していました。今般、会計監査人から指摘を受けて、次のとおり平成 18 年 3 月期に遡及し、修正しました。

また、平成 22 年 8 月の清算時における外貨建 (US \$) から邦貨への換算差額の累計額に係る (純資産の部「その他包括利益累計額」の為替換算調整勘定) 処理において、「株主資本等変動計算書」の利益剰余金の中の「連結範囲の変動による増減 (△65,889 千円)」として処理していたことについても、処理科目の修正を行いました。

(単位：円)

該当会社名	遡及年度	借 方		貸 方	
【個別決算】 KOA 株式	平成 18 年 3 月期	子会社株式評価損 (特別損失)	50,428,489	子会社株式	50,428,489
	平成 22 年 3 月期	子会社株式	69,306,737	子会社株式評価損 (特別損失)	69,306,737



	平成 23 年 3 月期	子会社株式	50,428,489	子会社整理損 (特別損失)	50,428,489
		子会社整理損 (特別損失)	69,306,737	子会社株式	69,306,737
【連結決算】 KOA 株式	平成 18 年 3 月期	子会社株式	50,428,489	子会社株式評 価損(特別損 失)	50,428,489
	平成 22 年 3 月期	子会社株式評価損 (特別損失)	69,306,737	子会社株式	69,306,737
	平成 23 年 3 月期	子会社整理損 (特別損失)	50,428,489	子会社株式	50,428,489
		子会社株式	69,306,737	子会社整理損 (特別損失)	69,306,737
		子会社整理損(特 別損失)	65,889,989	連結除外に伴 う利益剰余金 増減額(剰余金 計算書)	65,889,989

#### ④投資有価証券の評価損の計上

(a) 当社及び当社子会社(株)共栄システムズは、平成 12 年 6 月に、海外において指紋認証入退室管理装置等を研究開発している SE 社と組んで、日本において SJ 社を設立し、平成 22 年には、当社グループの SJ 社への出資額 85,000 千円相当の SJ 社株式は、当社子会社共同コンピュータ(株)へ譲渡されました。SJ 社が SE 社の株式を 35.7% (7,000 千株) を保有することから、SE 社の株式価値をもとに SJ 社の株式価値の算定を行うなどしていましたが、株式価値評価の基準を満たすものではないとの判断から、平成 18 年 3 月期に遡り SJ 社の純資産で評価することによる減損処理を実施いたしました。

(単位：円)

該当会社名	遡及年度	借 方		貸 方	
【連結決算】 当社	平成 18 年 3 月期	投資有価証券 評価損 (特別損失)	69,034,000	投資有価証券	69,034,000
【連結決算】 (株)共栄システムズ	平成 18 年 3 月期	投資有価証券 評価損 (特別損失)	9,204,000	投資有価証券	9,204,000
【連結決算】 当社	平成 21 年 3 月期	投資有価証券 評価損 (特別損失)	3,706,000	投資有価証券	3,706,000

【連結決算】 共同コンピュータ(株)	平成 23 年 3 月期	投資有価証券 評価損 (特別損失)	1,581,000	投資有価証券	1,581,000
【連結決算】 共同コンピュータ(株) 既計上分の取消	平成 23 年 3 月期	投資有価証券 評価損 (特別損失)	-82,590,000	投資有価証券	-82,590,000
			935,000		935,000

⑤ 貸倒損失の計上及び貸倒引当金（繰入額）の計上

- (a) 預け金：当社子会社である(株)共栄システムズは、関連当事者(有)ファーストシステムズからの増資要請により平成 20 年 3 月、同社に 30,000 千円を送金しましたが、増資計画の進展が見られず、一時的に預け金勘定としました。会計監査人の指摘により、平成 23 年 3 月に貸倒損失として振替え、事象発生の平成 20 年 3 月期に遡及して訂正しました。この預け金は、当初目的の出資金に振り替えるべく両当事者で協議する予定です。

(単位：円)

該当会社名	遡及年度	借 方		貸 方	
【連結決算】 (株)共栄システムズ	平成 20 年 3 月期	貸倒損失 (特別損失)	30,000,000	預け金	30,000,000
	平成 23 年 3 月期	貸倒損失 (特別損失)	-30,000,000	預け金	-30,000,000
			0		0

※貸倒損失時期の訂正

- (b) 貸付金：当社子会社サムソン総合ファイナンス(株)が当社子会社共同コンピュータ(株)の仕入先及び出資先 SJ 社に対する貸付金について、SJ 社保有の SE 社株式 100 千株の質権設定がされておりますが、その評価の客観的な情報がないことから、回収可能性について見直しを行い、平成 21 年 3 月期に遡及して 3,000 千円の貸倒引当金の計上を行いました。

(単位：円)

該当会社名	遡及年度	借 方		貸 方	
【連結決算】 サムソン総合ファイナンス (株)	平成 21 年 3 月期	貸倒引当金繰入 (販売費及び一 般管理費)	3,000,000	貸倒引当金	3,000,000

- (c) 売掛金：当社子会社である共同コンピュータ(株)の SJ 社に対する売掛金について、回収可能性について見直しを行い、平成 21 年 3 月期に遡及して 7,056 千円の貸倒引当金の計上を行いました。

(単位：円)

該当会社名	遡及年度	借 方		貸 方	
【連結決算】 共同コンピュータ(株)	平成 21 年 3 月期	貸倒引当金繰入 (販売費及び一 般管理費)	7,056,000	貸倒引当金	7,056,000

(d) 前渡金：当社子会社である共同コンピュータ㈱の仕入先である K 社に対する前渡金は、K 社からデータ管理システムのライセンス購入を目的として支払ったものですが、販売が遅れる中で当該製品が陳腐化し、契約上、前渡金の返還は受け入れられないので、次のとおり平成 18 年 3 月期中間期に遡及して 11,025 千円の貸倒損失の計上を行いました。

(単位：円)

該当会社名	遡及年度	借 方		貸 方	
【連結決算】 共同コンピュータ㈱	平成 18 年 3 月期	貸倒損失 (特別損失)	11,025,000	前渡金	11,025,000

⑥ 税効果会計の見直しに伴う法人税等調整額の訂正及び再訂正

今般の見直し訂正に伴い、過年度分での確定申告の実績に基づき繰延税金資産等の見直しを行いました。その後、平成 21 年 3 月期及び平成 22 年 3 月期の繰延税金資産等において錯誤（計算過程上の符号誤り）があり、平成 25 年 8 月 14 日に再訂正を行いました。

(単位：円)

該当会社名	遡及年度	借 方		貸 方	
【連結決算】 当社	平成 18 年 3 月期 ～ 平成 24 年 3 月期	法人税等調整額	148,921,649	繰延税金資産 等	148,921,649
【個別決算】 当社	平成 18 年 3 月期 ～ 平成 24 年 3 月期	法人税等調整額 等	92,358,745	繰延税金資産 等	92,358,745

⑦ 関連当事者との取引に係る有価証券報告書注記への一部記載漏れ

平成 24 年 3 月期までの有価証券報告書に関連当事者との取引について一部記載が漏れていました。

(3) 不適正開示の原因となった行為に係る認識、目的、動機等

今般、有形固定資産の評価の遡及訂正を行ったことについて、経営者、取締役、監査役、経理担当者、内部統制委員会において、減損会計基準についての理解が不足していたものと認識しております。

また、ソフトウェア資産、子会社株式や非上場投資有価証券の評価に関して、決算時の監査プロセスにおける見直しは行っておりましたが、定期的に見直すルールや体制が整備されていなかったと反省しております。とりわけソフトウェア資産につきましては、当社子会社共同コンピュータ㈱の事業戦略（要員派遣事業から開発 SI 事業へのシフト）に基づき資産計上を行ってまいりましたが、資産計上や評価に係るルールが明文化されておらず、また陳腐化した場合の対応（資産の再評価）も規程されておませんでした。また、本来一時的であるべき勘定項目（預け金、前渡金など）について、定期的なレビューを行うルール及び体制が整備されておませんでした。貸付金や滞留売掛金などの回収可能性については、決算時の監査プロセスにおける見直しは行っておりましたが、見直しのマニュアルやルールがなかったことにより、組織的な照査が行われておませんでした。

関連当事者の記載が一部漏れていたことにつきましては、当該開示必要性についての認識が全社的

に不足しておりました。また関連当事者との取引及び状態について、総合的に把握する体制が不十分でした。

#### (4) 不適正開示の発生原因の分析

当社は、過年度決算訂正の発生原因を次のように分析しております。

##### ① 減損処理に係る会計基準等に関する専門的知識の不足

当社は、連結会計処理において減損処理に係る会計基準等の専門的知識が不足しておりました。また当社は当社子会社共同コンピュータ㈱に連結会計処理をアウトソーシングしており、共同コンピュータ㈱では、連結会計処理に関する専門的知識を有する人材は1名しかおりませんでした。そのような状況下で、遡及期間が長期（7会計年度）に及んだことや、遡及訂正項目や記入項目に対する会計監査人からの指摘事項が五月雨式に増加したこと、過去の事象を各部署に跨る多数の関係者に個別に確認し会計監査人に対して説明及び確認する必要があり、遡及訂正作業において必要以上に時間を要してしまいました。

##### ② 一般的な経理業務のチェック体制の不足

当社には、従来専任の経理担当役員が選任されておらず、また連結会計処理を統括する部署がありませんでした。

##### ③ 資産評価に関する評価基準、見直しのルールや体制の未整備

当社には会計基準に則り資産項目ごと（土地、ソフトウェア資産、子会社株式や非上場投資有価証券、預け金、貸付金、前渡金、売掛金）の資産評価やその見直しを実施する具体的なマニュアル（評価基準マニュアル、評価実施ワークフロー）がありませんでした。

##### ④ 開示体制の脆弱性

当社の開示担当者は当社執行役員が兼務し、体制上1名しかおらず、新しい開示ルールや関連当事者との取引についての知識が不足しておりました。

##### ⑤ 当社及び当社子会社の規程に対する不備や漏れ

当社及び当社子会社における取締役会規程において、一定額までの預け金や仮払金などの一時的な勘定項目に対して、決議事項に含まれていなかったなど、規程に不備や漏れがありました。

##### ⑥ 監査役会におけるモニタリング機能の脆弱性

当社及び当社子会社における、取締役会に対する監査役会のモニタリング機能の十分な履行が行われておりませんでした。

##### ⑦ コーポレート・ガバナンス体制の脆弱性

当社はコーポレート・ガバナンスについて、経営統制部（子会社の法務と財務などに対する管理と統括）、経営指導部（子会社の事業活動に対する指導と統括）及び内部統制委員会（J-SOX法に基づいて当社及び当社子会社の法令遵守の整備と運用を監視）が担う体制にあります。しかしながら、内部統制委員会が取締役会の下部組織であることなど、それぞれの位置づけや機能が企業統治を達成するには不十分なものでした。

## 2. 改善措置並びにその実施状況及び運用状況等

### (1) 改善報告書記載の改善措置並びにその実施状況及び運用状況

不適正開示の発生原因の分析は、①から⑦まで7つの原因に分類しておりますが、当社内で改善プロジェクトを立ち上げ、各改善措置を実施検討していく過程の中で、7つの原因の性格に鑑み、大きく以下の2分類（第1部と第2部）に整理した上で、それぞれの改善措置を実施することが効果的であると判断し、改善状況報告書においては、そのように以下に取り纏めます。

#### 第1部：資産評価マニュアル等に関する改善状況報告

改善報告書に記載のとおり、①「減損処理に係る会計基準等に関する専門知識の不足」・②「全般的な経理業務のチェック体制の不足」・③「資産評価に関する評価基準、見直しルールや体制の未整備」・④「開示体制の脆弱性」の4つの原因に対する改善措置であります。

関連するマニュアルやワークフローを実務的に整備し、同時に、社内での責任体制の明確化や、関連要員の教育といった一連の改善措置を策定し実施に移して、平成26年3月期第3四半期の連結決算処理を、新しいマニュアルやワークフローに従って試行運用し、その結果を検証したうえで本決算に向けて備えております。

#### 第2部：内部統制に関する改善状況報告

同じく、⑤「当社及び子会社の規程に対する不備や漏れ」・⑥「監査役会のモニタリング機能の脆弱性」・⑦「コーポレート・ガバナンス体制の脆弱性」の3つの原因に対する改善措置であります。

コーポレート・ガバナンスのための内部統制の体制やルールを、根本的に見直し・改善すべく、内部統制委員会のメンバーを見直したうえで、新しく内部統制規程を制定し、内部統制の体制を活性化する一連の改善措置を策定し、新しい改善措置の社内教育及び実際の運用を開始いたしました。

以上のように、第1部は会計技術的ノウハウに係る問題点に対応するもので、一方で第2部は企業風土や文化に根差す問題に対応するもので、基本的な問題点の性格の違いから改善措置も基本的に分けて検討及び実施して参りました。以下、第1部、第2部の順に説明いたします。

## 第1部：「資産評価マニュアル等に関する改善状況報告」

### (概要説明)

改善措置の実施のための改善プロジェクトを平成25年8月26日に立ちあげ、当社取締役福田正樹をリーダーに指名し、検討を開始し、同プロジェクトメンバーを9月12日の経営会議で、次のとおり選任いたしました。

当社代表取締役社長・内部統制委員長（当時）	小林勇雄
当社取締役・共同コンピュータ㈱代表取締役	村井幸夫
当社取締役（当時）・経営統制部長（当時）・監査室長（当時）	山崎明子
共同コンピュータ㈱取締役経理部長（当時）	渡辺俊弘

その後、当社管理部長を事務局に選任し、また当社経理部に選任されたメンバーも加え、第1回目の9月20日以後13回にわたる会議によって改善措置の具体化について協議しながら、進捗状況を確認し、改善策のためのマニュアルやワークフローの第一版を完成（平成25年12月中旬）し、経営会議（平成25年12月26日）での承認を得て、取締役会での改善状況についての報告は昨年10月及び今年1月に実施し、改善措置実施の体制が整いました。すでに、平成26年3月期第3四半期（平成25年10月～12月）の連結決算実務作業に、今回新たに作成したマニュアルやワークフロー（以下③「資産評価に関する評価基準、見直しのルールや体制の未整備に対する対応」の実施状況に詳細記述）を試行運用し、最終レビューを実施いたしまして、平成26年3月末本決算に備えております。

### (詳細説明)

改善措置項目別に時系列で実施及び運用状況を説明いたします。

#### ①減損処理に係る会計基準等に関する専門知識不足に対する対応

##### 【改善報告書に記載した改善措置】

経理実務担当者には、監査法人等主催のセミナー等に積極的に参加し、経理に関する専門的知識を積み重ね、会計基準等の法令の更新に対応いたします。また、連結会計処理に関する専門的知識を有する人材を増やします。

また公益財団法人財務会計基準機構への加入を検討いたします。

##### 【実施状況】

この措置に関しては、外部のセミナーや教育資料（会計専門家への個別ヒアリングによる学習・確認）を活用して、②で述べる当社の新設経理部のメンバーに対して補完と再教育を実施いたしました。特に減損会計に関しては、資産評価での実務経験が乏しいことから、新設部門のメンバーでマニュアル作成を通じ、実務経験から実践的な専門教育を行いました。また、公益財団法人財務会計基準機構への加入を10月に行い、各種会計基準など必要な情報が入手できるようになりました。外部講習の一環として、大原学園の研修DVD（連結会計、税効果会計、減損会計、キャッシュフロー計算書）を購入し、経理部のメンバーが平成25年12月から聴講し知識の積み重ねを行っております。また平成26年3月25日には㈱税務研究会主催の「わか

りやすい税効果会計の実務」に参加いたします。その後も外部セミナーに積極的に参加し、知識の獲得に努め専門的知識を有する人材の育成に取り組んでまいります。

## ② 全般的な経理業務のチェック体制の不足に対する対応

### 【改善報告書に記載した改善措置】

平成 25 年 6 月に経理担当役員に村井取締役を選任いたしました。今後、社内体制として当社内に経理部を新設いたします。新設経理部に執行役員経理部長を配置し、グループの経理担当者（計 7 名）を統括する体制を整備いたします。新設経理部にて経理業務チェックフローを制定することなどチェック体制を整備し運用いたします。

### 【実施状況】

平成 25 年 10 月 1 日に経理部新設とその担当役員の経理部長に取締役の村井幸夫が就任し、経理部のメンバーには、当社子会社共同コンピュータや当社子会社共栄システムズの経理部門の経験者で当社の連結決算事務を受託して作業していた経験者の計 3 名が選出され、連結決算の実務経験の長い当社子会社共同コンピュータ取締役経理部長の渡辺俊弘が経理部次長となり、部員として 2 名が配属されました。次長以下の 3 名は当社経理部の専属要員となりました。統括チェック体制の整備として、部員 2 名が連結作業を行い、次長がチェックする作業分担で、村井取締役経理部長が全体を統括して取締役会での連結決算に係る報告を行い、あるいは決議を行う体制といたしました。

## ③ 資産評価に関する評価基準、見直しのルールや体制の未整備に対する対応

### 【改善報告書に記載した改善措置】

当社に新設される経理部が資産項目ごとに資産評価及び回収プロセスのマニュアルを外部の専門家のアドバイスを受けながら、新たに作成いたします。

具体的には、

- ・ 固定資産評価基準マニュアルの作成
- ・ 固定資産評価実施ワークフロー作成
- ・ 固定資産の回収可能性プロセスマニュアルの作成
- ・ ソフトウェア資産評価基準マニュアルの作成
- ・ ソフトウェア資産評価実施ワークフロー作成
- ・ 子会社株式の資産評価基準マニュアルの作成
- ・ 子会社株式の資産評価実施ワークフロー作成
- ・ 投資有価証券評価基準マニュアルの作成
- ・ 投資有価証券評価実施ワークフロー作成
- ・ 預け金、貸付金、前渡金、売掛金等の債権評価基準マニュアルの作成
- ・ 預け金、貸付金、前渡金、売掛金等の債権評価実施ワークフロー作成
- ・ 預け金、貸付金、前渡金、売掛金等の債権の回収可能性及び与信管理プロセスマニュアルの作成

以上を作成し、当該マニュアルに基づいた運用を行います。

また、マニュアルどおりに評価されていることを内部統制委員会がチェックリストを作成し

た上で定期的にチェックを行います。

また、同時にその他マニュアルについても不足が無いか確認することといたしました。

## 【実施状況】

資産評価に関しては、4つの大分類として、(I) 不動産を主体とした固定資産・(II) ソフトウェア資産・(III) 有価証券(子会社株式や投資有価証券)・(IV) 金銭債権(預け金・貸付金・前渡金・売掛金など)、大分類毎の会計原則をベースに当社の実態に応じたマニュアルとワークフローの作成を平成25年9月より着手し、同年12月末までに第一版として完成いたしました。この作成過程においては、会計原則のとりまとめ資料をベースに、セミナーや個別学習に基づき、経理部のメンバーでドラフトを作成し、内部で相互チェックを行うと同時に、外部の専門家のアドバイスやチェックを受けながら、実務的な学習効果を積み上げて参りました。平成26年1月に入り、平成26年3月期第3四半期の連結決算において、第一版のマニュアル及びワークフローの運用を通じ最終レビューを実施いたしました。さらに必要な改訂につきましては2月末までに実施し、平成26年3月末本決算に備えております。

(連結決算時の資産評価に関する会計処理マニュアル及び業務フローの変更ポイント)

今回の改善において、会計基準を再確認し、各基準の要点を取り纏め、それに添って、「経理規程」第2条第3項(「この規程には、別にマニュアルを設けることができる。’)に基づき、新しい会計処理マニュアルや業務フローを作成いたしました。その結果、各々の基準や処理手順により報告・諮問・承認の流れを明確にすると共に、社内での統一的な認識のもとで処理ができるようにいたしました。

また、従来のグループ会社に対する作業依頼やデータ収集のための「連結パッケージ」を見直し、新たに当該パッケージに以下のものを追加いたしました。

- ・固定資産の減損会計用に正しく減損の兆候を確認するため子会社からの報告書  
：「使用範囲の変更又は方法に変更があった場合(減損会計用)」
- ・金銭債権の会計処理用に正しく貸倒引当金の検討を行うための子会社からの報告用リスト  
：「滞留債権リスト」

なお、会計処理マニュアルや業務フロー作成にあたり再確認した主な会計基準等は以下のとおりであります。

1. 固定資産減損会計処理関連：「固定資産の減損に係る会計基準」、「固定資産の減損に係る適用指針」(企業会計基準適用指針第6号)
2. ソフトウェア資産会計処理関連：「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(会計制度委員会報告第12号)、「研究開発費等に係る会計基準」
3. 有価証券会計処理関連：「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号)
4. 金銭債権会計処理関連：「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号)



新たに作成した会計処理マニュアルや業務フローは、以下のとおりです。

## (I) 固定資産の減損

遊休状態にある更地（土地）やその他の固定資産の時価評価額の算出において、従来は近隣の取引事例等を参考に時価を算出していましたが、今回それらの評価手続きや評価基準を明確にいたしました。主な変更点としては、土地について重要性の判断基準を設け、重要性の高い土地については3年に一度不動産鑑定評価を行い、評価額を時価とすることとし、次回の鑑定評価時までには固定資産税評価額の変動率を乗じて時価相当額とすることにいたしました。また、重要性の低い土地については、「固定資産税評価額÷0.7」で計算された額を土地の時価相当額といたしました。今回から、従来も各子会社から入手していた「減損会計用チェックリスト（連結パッケージ）」（物件名称等、土地面積、取得価額、期首・期末帳簿価額及び賃貸料収入を記載）とその添付資料（固定資産税の納税通知書、公示価格、路線価や近隣の取引事例など）に、不動産鑑定評価（重要性の高い土地について3年に1度実施）を加え、これらの資料に基づいて、当社の経理部は、新たに作成したマニュアルやワークフローに基づき、固定資産の時価評価額を算出するとともに減損の兆候の判定などを行うことといたしました。その結果、減損損失の計上が必要となった対象資産については、経理部役員が経営会議に報告を行い、諮問及び承認の手続きを経て経理部の担当者は減損損失の計上を実施することといたしました。また、各四半期末には減損会計の対象となる資産について、新たに連結パッケージに追加した「使用範囲の変更又は方法に変更があった場合（減損会計用）」の各子会社からの報告により、減損会計に影響を与える著しい変動があった場合にはその内容を確認のうえ、年度期末に準じた方法により減損の兆候の判定などを行うことといたしました。

こうした手続きや基準を設けたことにより、これまでの時価評価額の算出において、遊休状態への変化による減損の兆候の判定を確認出来ずに近隣の取引事例などを参考にしていたことに起因して減損損失の計上漏れが結果的に生じたことに対して未然に防ぐことができるようにいたしました。

（新規に作成したマニュアル等）

- 固定資産減損会計処理マニュアル
- 固定資産減損会計処理関連ワークフロー
- 「使用範囲の変更又は方法に変更があった場合（減損会計用）」※連結パッケージに追加（ワークフローの概要）

### ① 減損会計用資料の作成（各子会社）

- ・子会社からの報告、「減損会計用のチェックリスト」及び「使用範囲の変更又は方法に変更があった場合（減損会計用）」

↓

### ② 資産のグルーピング（当社：経理部）

- ・過去5年間の推移（様式1及び様式2の作成）

（様式1）「自社利用固定資産の帳簿価額の推移と遊休状態（更地）の帳簿価額の一覧表」

（様式2）「賃貸等不動産に係る賃貸料収入と有形固定資産の帳簿価額の一覧表」

↓

### ③ 減損の兆候の判定（当社：経理部）

- ・営業活動から生じる損益又はキャッシュ・フローの継続的なマイナスもしくはその見込み
- ・使用範囲や使用方法の変化もしくはその見込み
- ・経営環境の著しい悪化
- ・市場価格の著しい悪化（目安：50%以上下落した場合）

↓

#### ④ 減損損失の認識の判定（当社：経理部）

- ・減損損失の兆候にある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合は減損損失を認識する。※（A）帳簿価額と（B）割引前将来キャッシュ・フローとの比較

↓

#### ⑤ 減損損失の測定（当社：経理部）

- ・減損損失を認識すべきであると測定された資産又は資産グループについて、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする。減損損失の測定とは、以下の比較により当該減少額（減損損失）を算定することをいう。  
※（A）帳簿価額と（B）回収可能額（正味売却価額か使用価値のいずれか大きい方）との比較
- ・経理部担当者より経理部役員に結果を報告

↓

#### ⑥ 減損損失等の報告・諮問及び承認（当社：経理部役員、経営会議）

- ・当社の経理部役員は、減損損失の測定の結果を経営会議に報告し、諮問及び承認を受ける。

↓

#### ⑦ 減損損失の計上（当社：経理部）

- ・当社の経理部は、経営会議の承認を受けて減損損失の計上処理を行う。

↓

#### ⑧ 減損処理後の償却計算（当社：経理部）

- ・減損損失の対象となった償却資産がある場合には、当該償却資産について、減価償却明細（減損処理分）表を作成し、改定取得価額に置き換えて翌期以降の減価償却計算を行う。

## （Ⅱ） ソフトウェア資産の評価

ソフトウェアについては、従来も会計基準に準拠して資産計上の判断を行っておりましたが、当初の開発計画や販売計画、その後の開発実績や販売実績の動向、開発計画や販売計画の見直しにおいて明確な基準がなく、各子会社の開発部門、営業部門及び経営会議などで慎重な審議が不足しておりました。今回ソフトウェア資産の計上において、「市場販売目的」、「自社利用目的」に分類して、それぞれの区分毎に資産計上手続き、翌年以降の見直しなどの手続きや処理について明確にいたしました。具体的には、各子会社の開発部門及び営業部門（自社利用については、管理部門などの開発依頼部門）からの立案から、経営会議などの審議、また、金額的に重要なものについての親会社（当社）の経営会議での諮問など、手順と責任を明確にする基準にいたしました。また、開発段階にあるソフトウェアの開発部門、営業部門（開発依頼部門含む）による進捗状況の報告を強化すると共に、特にソフトウェア資産に計上されたものに関しては、営業部門による販売計画（自社利用の場合は、利用部門の将来の継続的な利用状況）や販売実績（自社利用の場合は、利用状況）の見直し報告などを強化し、子会社の経営会議及

び親会社（当社）の経営会議（金額的に重要なもの）での開発続行・開発中止及びソフトウェア資産計上分の帳簿価額の切り下げ、除却処理の判断を諮問する手続きにして、従来の審議不足を補う手続きといたしました。

こうした手続きや基準を設けたことにより、当初の計画立案、販売計画や開発計画の策定、その後の見直しなどにおける手続き等の曖昧さを起因としてソフトウェア資産の評価が適切に行われず損失が生じたことに対して未然に防ぐことができるようにいたしました。

（新規に作成したマニュアル等）

- ソフトウェア会計処理マニュアル
- ソフトウェア（無形固定資産）関連ワークフロー
  - ・市場販売目的
  - ・自社利用目的

（ワークフローの概要）

#### ① 立案及び諮問（各子会社）

- ・市場販売目的の場合は、開発部門（開発計画）及び営業部門（販売計画）（※自社利用の場合は、開発部門（開発計画）及び開発依頼部門（管理部など））が立案し、経営会議へ開発諮問をする。なお、金額的に重要なものは、親会社（当社）の経営会議に諮問をする。金額的に重要でないものは、新規事業計画をグループ稟議にて親会社（当社）に申請する。

↓

#### ② 稟議書起案（各子会社）

- ・開発部門又は営業部門（※自社利用の場合は、開発依頼部門（管理部など））が、稟議書起案

↓

#### ③ 作業計画書及び作番の発番（各子会社）

- ・開発部門又は営業部門（※自社利用の場合は、開発依頼部門（管理部など））が、作業計画書を作成する。
- ・管理部門は、作番（プロジェクト No）を発番する。

↓

#### ④ 開発着手・進捗報告及び費用処理関連（各子会社）

- ・開発部門は、開発着手する。
- ・開発部門及び営業部門（※自社利用の場合は、及び開発依頼部門（管理部など））が、進捗状況や市場動向などを経営会議に報告する。また開発を中断する場合には、今後の状況を総合的に判断し、開発を中止する場合には一括で費用処理する。
- ・管理部門は、開発着手以降発生した研究開発費に該当するものはその都度費用処理する。

↓

#### ⑤ 開発完了（各子会社）

- ・開発部門又は営業部門は、最初の製品化された製品マスター完成を経営会議へ報告する。
- ・開発部門又は営業部門（※自社利用の場合は、開発依頼部門（管理部など））は、完了報告書を作成する。
- ・管理部門は、製品マスター完成後の制作に係る開発作業のための新たな作番（プロジェクト No）を発番する。

↓

#### ⑥ ソフトウェア（無形固定資産）計上関連（各子会社）

- ・開発部門又は営業部門は、製品マスター完了後の制作に係る開発作業が完了した時点で完了報告書及び販売計画書を作成し、経営会議に報告するとともに資産計上の最終判断を諮問する。なお、開発立案時に親会社（当社）の経営会議に諮問した場合は、完了の報告及び資産計上について諮問する。
- ・管理部門は、資産計上の諮問（承認）結果を受けて当該作番（プロジェクト）について、ソフトウェア資産への計上処理を行う。

↓

#### ⑦ 減価償却（通常）（各子会社）

- ・管理部門は、ソフトウェア資産（無形固定資産）について、減価償却を行う。

↓

#### ⑧ 減価償却（見直し）（各子会社）

- ・営業部門は、毎決算期末に販売実績の把握、将来の市場動向などを勘案して販売計画の見直しを行い、経営会議に報告するとともに、必要に応じ将来の回収可能性などにより償却期間の短縮や帳簿価額の切り下げ処理などについて諮問を行う。なお、開発立案時に親会社（当社）の経営会議に諮問した場合は、当該事項についても諮問する。
- ・管理部門は、償却期間の短縮や帳簿価額の切り下げなどについての諮問（承認）結果を受けて、当該ソフトウェア資産について、帳簿価額の切り下げや償却期間の短縮を行ったうえで減価償却を行う。

### （Ⅲ） 有価証券（子会社株式・投資有価証券）

市場価格のある有価証券については、従来から変更はありません。市場価格のある有価証券以外の有価証券（子会社株式、関連会社株式及び非上場株式）について、従来も会計基準に準拠して対応しておりましたが、減損処理に係る基準の理解にズレがあり、今回それらの減損処理に係る基準を明確にいたしました。

具体的には、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式について、当社の経理部は毎決算期末に株式を所有している子会社を通じ、直近の決算書類を入手して実質価額が著しく低下したかの判断（概ね、50%程度以上下落）を行い、対象会社については事業計画などの資料を入手して実質価額が回復する見込みがあるかの検討を行い、その結果を親会社（当社）の経営会議に報告して、減損処理が必要な株式については、承認を得るよう手続きなどを明確にいたしました。

こうした手続きや基準を設けたことにより、市場価格のない有価証券について減損処理に係る基準の理解のズレを起因として評価損の計上漏れが生じたことに対して未然に防ぐことができるようにいたしました。

（新規に作成したマニュアル等）

- 有価証券会計処理マニュアル
- 金融商品有価証券関連ワークフロー

（ワークフローの概要）

#### ① 科目残高明細表の作成（各子会社）

- ・子会社は四半期毎に有価証券勘定及び投資有価証券勘定の明細を作成し、親会社（当社）

経理部へ提出する。

↓

**② 市場価格のある有価証券の抽出及び期末評価（当社：経理部）**

- ・当社の経理部は、各子会社より提出された科目明細より市場価格のある有価証券を抽出し、連結ベースの明細を作成して四半期毎に期末評価替を行う。また、評価替の結果生じた評価差額を基準に従い会計処理を行う。

↓

**③ 市場価格のない有価証券の抽出及び期末評価（当社：経理部、経営会議）**

- ・市場価格のない有価証券を保有する連結子会社は、子会社や関連会社やその他非上場会社など対象会社の直近の計算書類を入手し、親会社（当社）の経理部へ提出する。
- ・当社の経理部は、提出された計算書類（連結会社含む）に基づき時価の下落の検討を行い、併せて実質価額が著しく低下（概ね、50%程度以上の下落）したかの判断を行い、その結果対象となる株式については将来の事業計画などを可能な限り入手し、十分な証拠（裏付け）により株式の実質価額が回復する見込みがあるかの検討を行う。その検討結果を経営会議に報告し、減損処理の対象となる株式については承認を受けて減損損失の計上を行う。

↓

**④ 期末評価後の残高の確認（当社：経理部）**

- ・当社の経理部は、全ての処理が完了した段階で「有価証券調整表」を作成して、連結精算表の各々の科目と照合する。

↓

**⑤ 翌期首の帳簿価額の改定（減損処理したもの）（当社：経理部）**

- ・当社の経理部は、減損損失（評価損）を計上した株式について、翌期首の帳簿価額を改定する。

(IV) 金銭債権（売掛金・預け金・貸付金・前渡金など）

金銭債権については、従来は支払条件及び返済条件に基づく決済期日が未到来か、すでに決済期日が過ぎているかの管理などを、個別監査対応を含め各子会社に委ねておりました。今回の改善では、各子会社で金銭債権の管理において、本来一時的勘定処理される性格の金銭債権も含め、全ての金銭債権に関して四半期毎に一般債権と滞留債権に区分管理し、四半期以上の期間において滞留している預け金や前渡金など滞留債権については、新たに連結パッケージに「滞留債権リスト」の様式を追加し、当社と各子会社が相互牽制できるような仕組みにいたしました。その区分に基づいて、貸倒引当金の設定は、一般債権については従来と同様に貸倒実績率を使用しますが、滞留債権（「個別評価金銭債権」と名付け）については、個別の回収状況の進捗及び契約先の財政状態等により、破産更生債権等と貸倒懸念債権とに評価区分し、各々貸倒引当金の設定基準を設けました。

こうした手続きや基準を設けたことにより、特に個別評価金銭債権について、相互牽制が出来ていなかったことに起因して貸倒引当や貸倒損失の計上漏れが生じたことに対して、未然に防ぐことが出来るようにいたしました。

（新規に作成したマニュアル等）

- 金銭債権会計処理マニュアル

- 金銭債権会計処理関連ワークフロー
- 「滞留債権リスト」※連結パッケージに追加  
(ワークフローの概要)

**① 区分手続き（一般債権、滞留債権）（各子会社）**

- ・ 四半期毎に金銭債権について、一般債権と滞留債権とに区分する。

↓

**② 「滞留債権リスト」の作成（各子会社）**

- ・ 四半期毎に滞留債権に区分された金銭債権について、連結パッケージの「滞留債権リスト」に記載して親会社（当社）の経理部に提出する。

↓

**③ 「滞留債権リスト」の内容区分（貸倒懸念債権・破産更生債権等）（当社：経理部）**

- ・ 親会社（当社）の経理部は、各子会社より提出された「滞留債権リスト」に記載された金銭債権について、貸倒懸念債権と破産更生債権等に子会社と連携を取りながら区分する。

↓

**④ 貸倒引当金の計上（当社：経理部）**

- ・ 当社の経理部は、各子会社で区分された会社毎の一般債権について、過去の貸倒実績率に基づき貸倒引当金を設定する。また、滞留債権リストで区分された個別評価金銭債権について、貸倒懸念債権と破産更生債権等の各々の区分の設定率に従い貸倒引当金繰入額の計上を検討し、貸倒引当金を計上する。

↓

**⑤ 貸倒損失の計上（損益計算書上の貸倒損失の表示区分含む）（当社：経理部）**

- ・ 当社の経理部は、④での貸倒損失の計上に従い、貸倒損失処理を行う。

なお、「その他マニュアルの不足確認」とある改善措置項目に関しては、上記の一連の会計処理マニュアル及び業務フローの見直しにおいては現時点で完了したと思われませんが、当社の内部監査実施マニュアルの「経理関係の会計監査」の監査項目に、「連結決算時の資産評価に関する会計処理マニュアル及び業務フローに従った対応が実施されているか」を加え、改善の実効性を確保いたします。

**④ 開示体制の脆弱性に対する対応**

**【改善報告書に記載した改善措置】**

開示担当者を増員し、外部講習会へ積極的に参加し、必要な知識の獲得に努めるとともに、適時開示につきましても、適切な対応を行います。また開示担当者は決算時に当社及び当社子会社役員に対して、関連当事者との取引について確認するルールを策定し、必要な情報を開示担当者に報告させるようにいたします。

**【実施状況】**

平成 25 年 9 月から従来の開示担当者に加え、子会社管理部の社員を開示担当者とし作業の効率化を図ってまいりました。平成 25 年 12 月 1 日に当社子会社管理部の社員（平成 26 年 1 月 1 日 KYCOM ホールディングスに転籍）を開示責任者（KYCOM ホールディングス株式会社の管理部長）として辞令を発令し人的強化を図りました。

また外部講習会への参加として、上記開示責任者が平成 25 年 10 月 22 日に決算短信等の作成作業の対策セミナーに参加し技術的な知識の獲得を行い、同年 12 月 4 日東京証券取引所主催の「初級者向け適時開示実務セミナー」、同月 5 日株式会社プロネクサス主催の「取引所市場における適時開示と実務上の留意点セミナー」に参加することで知識の習得に努めております。

今回関連当事者注記について一部の記載が漏れていた原因として社内の情報管理にも脆弱性がありました。そこで社内の情報管理を徹底するため、関連当事者との取引確認ルールの作成を行い、当社及び当社子会社の役員に対してヒアリングシートを作成し、有価証券報告書を作成するタイミングで確認する手順をまとめた関連当事者取引の確認マニュアルを平成 26 年 2 月に策定し、同月 27 日に各会社の社長に周知徹底を図り、運用を開始しております。

## 第2部：「内部統制に関する改善状況報告」

### 1. 改善報告書記載の改善措置を修正・変更した旨、その理由

改善報告書は、改善措置として、「(1) 不適正開示の発生原因の分析」を行い、発生原因の一つとして「⑦コーポレート・ガバナンス体制の脆弱性」を挙げ、以下のとおり記述しております。ただし、末尾の「しかしながら…」以下のアンダーライン部分は、この改善状況報告書において新たに追記したものです。

当社はコーポレート・ガバナンスについて、経営統制部（子会社の法務と財務などに対する管理と統括）、経営指導部（子会社の事業活動に対する指導と統括）及び内部統制委員会（JSOX法に基づいて当社及び当社子会社の法令遵守の整備と運用を監視）が担う体制にあります。しかしながら、内部統制委員会が取締役会の下部組織であることなど、それぞれの位置づけや機能が十分な企業統治を達成するには不十分なものでした。

なお、内部統制委員会は現在以下【内部統制委員会の構成】（ここでは省略）のようなメンバーで構成されております。また平成25年4月1日に制定した財務報告に係る内部統制に関する基本的計画に基づいて以下の【内部統制委員会の活動】（ここでは省略）に示すような活動を行っております。しかしながら、これからの内部統制の枠組み及び機能をより明確にするため、この際、抜本的に見直すこととします。

見直しの第1段階として、改善報告書が、「(2) 再発防止に向けた改善措置」として、内部統制委員会に関して挙げていることを、要約し記号を付けて、次表（次ページ）左欄のとおりといたしました。さらに第2段階として、その全体を整理し、一部を修正・変更して、次表（次ページ）右欄のとおりといたしました。これが修正・変更後の第2部相当の改善措置です。この修正・変更の理由は次のとおりです。

- 1) 内部統制委員会が実際に活動するには、組織・手続きのルールが必要なため、新たに「改善措置②-1 内部統制規程の制定」の項を設け、これを先行させることといたしました。
- 2) 「内部統制委員会を取締役会の監視機能をもつ組織として位置づけ」、「監視体制の強化を図る」ことは重要であり、しかし、それによって実現しようとする目的を考えると、同時に、取締役・取締役会自体の改善を図る必要があることから、この関係のことを、「改善措置②-3 取締役会の機能の活性化」の項にまとめ、「改善措置②-2 内部統制委員会によるモニタリングの強化」と並置する構成といたしました。
- 3) 「改善措置③ 監査役会におけるモニタリング機能の強化」において、「監査役に専門家を加えて監査役会の人的な監査能力を強化すること」を取り入れました。
- 4) 「内部統制委員による外部研修への参加を行い、内部統制への知識を深める」ことは、今回新たに、内部統制委員会の委員長に外部有識者を起用し、現在は会議を中心とした内部統制委員への社内教育を進め、今後外部研修への参加を推進して参ります。
- 5) 各改善措置の配列を、おおむね改善措置の進行の順にいたしました。



改善報告書	
改善措置 No.	概要
改善措置① 資産評価等のマニュアル	経理部が、資産項目ごとに資産評価及び回収プロセスのマニュアルを作成し、マニュアルどおりに評価されていることを、内部統制委員会がチェックリストを作成した上で定期的にチェックを行う。
改善措置② 当社及び当社子会社の規程に対する見直し	当社及び当社子会社は規程の全面的な見直しを行い、内部統制委員会が各社による規程の見直し結果について検証を行う。
改善措置③ 監査役会におけるモニタリング機能の強化	モニタリングに関して監査役会と内部統制委員会が協力し、相互での検証及び強化を進める。具体的には、監査役会は内部統制委員会から定期的（四半期に一度）な報告を受け、モニタリングの実効性を高める。
改善措置④ コーポレート・ガバナンス体制の強化	改善措置④-1 内部統制委員会はチェックリストを追加して、より詳細な監視体制の強化を行う。
	改善措置④-2 チェック体制として、内部統制委員会の位置付けを取締役会の監視機能を持つ組織として位置付け、監査役会との並行した監視体制の強化を図る。外部からの観点の監視体制の強化として、弁護士、公認会計士、技術士の内部統制委員会への参画、委員長への選任を検討する。
	改善措置④-3 内部統制委員会の運営に係るルールを強化し、定期的な監査役会や取締役会への報告を義務付ける。内部統制委員による外部研修への参加を行い、内部統制への知識を深める。
	改善措置④-4 コーポレート・ガバナンスを担う3組織（経営統制部、経営指導部、内部統制委員会）の有機的連携を強化するために、3組織による定期的な会議を開催しその結果を監査役会並びに取締役会に報告する。

改善状況報告書			
改善措置 No.	概要	記	
改善措置① 資産評価等のマニュアル	経理部が、資産項目ごとに資産評価及び回収プロセスのマニュアルを作成し、同時に内部統制委員会の協力を得て、マニュアルどおりに評価されていることをチェックするチェックリストを作成し、実施する各場所に周知徹底する。	(第1部へ)	
改善措置② コーポレート・ガバナンス体制の強化	改善措置②-1 内部統制規程の制定	内部統制規程を制定して、内部統制の目的及び組織・手続きを定め、内部統制委員会の位置づけ・役割及び他の機関との関係を明確にする。	2.1
	改善措置②-2 内部統制委員会によるモニタリングの強化	内部統制委員会が外部からの観点によるモニタリングを強化し、経営統制部及び経営指導部との連携のもとに、資産評価等のマニュアルを遵守して会計等の処理が行われるようにする。	2.2 第1表参照
	改善措置②-3 取締役会の機能の活性化	業務を執行する取締役が取締役会へ報告する義務を果たすとともに、取締役会が取締役の職務の執行を監督する機能を活性化させる。	2.3 第2表参照
改善措置③ 監査役会におけるモニタリング機能の強化	監査役に専門家を加えて監査役会の人的な監査能力を強化すること、及び内部統制委員会がモニタリングに関して監査役会へ定期的（四半期に一度）に報告するとともに、監査役会と内部統制委員会が協力し、相互での検証を強化することによってモニタリングの実効性を高める。	3 第3表参照	
改善措置④ 当社及び当社子会社の規程に対する見直し	当社及び当社子会社は規程の全面的な見直しを行い、内部統制委員会が各社による規程の見直し結果について検証を行う。	4	

このうち「改善措置①」は、第1部のテーマとなっているため、第1部記載内容となっております。以下、「改善措置②」から順に説明いたします。なお、「改善措置③」は、「監査役に専門家を加えて監査役会の人的な監査能力を強化すること」を加える修正・変更をしておりますが、この修正・変更の理由は、後記の当該項において説明いたします。

## 2. 改善措置② コーポレート・ガバナンス体制の強化

### 2.1 改善措置②-1 内部統制規程の制定

当社は、内部統制に関する会社法及び金融商品取引法の規定に基づく体制として、すでに内部統制委員会を置いておりますが、その位置付けや権限が不明確でした。今回、内部統制委員会を、取締役会の諮問機関と位置づけ、取締役会の内部統制に係る活動をモニタリングする組織とし、その根拠となる内部統制規程の制定から着手いたしました。

#### (1) 内部統制委員会委員長の選任・就任

内部統制委員会の委員長には、これまで当社取締役が就任しておりましたが、今回、一般株主保護の観点から、一般株主と利益相反が生じるおそれのない外部の有識者を起用することとし、新たに外部者の杉本泰治氏（技術士・法学士・法学研究者）を選任いたしました。同氏は、科学技術関連の学歴・経験に加え、会社法、製造物責任法、規制法などの研究経歴があり、企業におけるコンプライアンス、安全文化、倫理などの指導実務の経験があるところから、適任と判断したものです。同氏は、平成 25 年 11 月 27 日付で、前任の委員長との引継ぎを行い、内部統制委員会委員長に就任いたしました。

これにより新任の内部統制委員会委員長の方針を考慮し、内部統制委員会の委員の構成を以下のとおりいたしました。

委員長	外部有識者	杉本泰治
委員	共同コンピュータ株式会社 共栄システムズ株式会社 共栄データセンター 共同コンピュータ株式会社	執行役員営業本部本部長 管理本部総務部長 代表取締役 総務人事部長
事務局	共同コンピュータ株式会社 KYCOM ホールディングス	総務人事部長（兼任） 管理部長

この委員 4 名は、従前の選任を概ね継承しております。内部統制委員会が行うモニタリングの実務には、業務に通じた委員が必要であり、委員長は外部者であるため当面、当社の適材の判断が困難なため、当社の信任を得ているこれまでの選任者を継承することといたしました。

#### (2) 改善措置の再検討

平成 25 年 11 月 27 日の委員長交代の時点で、内部統制委員会に関する改善措置を、抜本的に再検討いたしました。

当社には従来、平成 19 年 3 月 7 日策定、平成 22 年 2 月 18 日改正の「内部統制に関する基本方針」（以下「旧基本方針」という。）が存在します。いわゆる日本 SOX 法が制定された当時、公認会計士の指導のもとに対応いたしました。旧基本方針の日付「平成 19 年 3 月 7 日策定」は、当社の内部統制の始まりを示しています。以来、これに基づいて毎年 4 月 1 日付で「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定め、公認会計士の指導のもとに、いわゆる内部統制 3 点セットとして「業務プロセス管理表」、「業務プロセスフロー」及び「リスク・コントロール・マトリックス」を作成し、毎年度ごとの内部統制について会計監査人による監査を経て、今日に至りました。

旧基本方針は、公認会計士の指導によるものでありますから、その「策定」「改正」当時、妥当なものであったと思います。他方、それから今日に至るまでに法令の変化や、内部統制の手法の発展もあります。現在の観点からの再検討の結果、旧基本方針について3点の問題点が見いだされましたので、以下順に説明いたします。

#### 1) 問題点1 内部統制規程の必要性

旧基本方針は、文字どおり「基本方針」であり、それと、業務の現場における内部統制の実務とをつなぐルールが必要ですが、それがありませんでした。当社が専門家の指導のもとに内部統制を実施しながら、過年度決算訂正の問題が発生した原因として、そのようなルールの不在が挙げられます。「基本方針」を決め、内部統制委員会を設置しその委員の人選をしても、組織及び手続きのルールがなければ、一貫性のある行動は困難です。内部統制の目的及び組織・手続きを定め、内部統制委員会の位置づけ・役割及び他の機関との関係などを明確にする内部統制規程が必要であります。

#### 2) 問題点2 内部統制の評価の基準の最新化

当社は、金融商品取引法第24条の4の4により、財務報告に係る内部統制の経営者による評価と公認会計士等による監査が義務づけられ（内部統制報告制度）、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用しております。

しかし、企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（以下「内部統制基準・実施基準」という。）が、平成23年3月30日付で改正されていますが、旧基本方針は、「平成19年3月7日策定」「平成22年2月18日改正」の日付が示すとおり、この改正を考慮しておりませんでした。当社の従来内部統制は、一般的な形式は整えながらも、このようなところにも問題がありました。

内部統制基準・実施基準の平成23年改正は、当社のごとく、事業規模が小規模で、比較的簡素な組織構造を有している組織には適合性があり、この改正を取り入れて、当社に適する内部統制規程を策定する必要がありました。

#### 3) 問題点3 内部統制と会社法及び金融商品取引法との関係の明確化

旧基本方針は会社法と金融商品取引法との関係が不明確なものでした。当社の内部統制の在り方として、会社法と金融商品取引法という二つの法律との関係を明確にし、内部統制基準・実施基準の平成23年改正の趣旨に則り、当社の組織の状況等に応じ、経営者及び従業員が理解でき、受け入れることができるように工夫する必要がありました。

### (3) 内部統制規程の作成

内部統制規程を、以下①～⑤を骨子として作成いたしました。

- ① 内部統制を、コーポレート・ガバナンスの主要なプロセスの一つと位置づけ、企業活動を律する枠組み、と定義する。
- ② コーポレート・ガバナンスに期待される機能は、以下のとおりとする。
  - 1) 株主の権利：株主の権利を保護すること
  - 2) 株主の平等性：少数株主や外国人株主を含めて株主を平等に扱うこと
  - 3) ステークホルダーとの関係：企業とステークホルダーの円滑な関係の構築を通じて企業価値や雇用の創造、さらに健全な企業経営の維持を促すこと

- 4) 情報開示と透明性：会社の財務状況、業績、所有状況やガバナンスを含むすべての重要事項についての適時適切な情報開示（ディスクロージャー）を保証すること
- 5) 取締役会・監査役（会）等の役割：取締役会・監査役（会）等による経営の監督を充実させ、取締役会・監査役（会）等の株主に対するアカウンタビリティが確保されること
- ③ 内部統制の中心的な課題は、コーポレート・ガバナンスの機能を阻害するリスクを管理することにある。
- ④ 内部統制委員会は、取締役及び取締役会が行う内部統制の活動をモニタリングする役割を担うこと、及び内部統制委員会の所掌事務及び権限
- ⑤ 内部統制委員会と、会計監査人並びに監査役及び監査役会との関係

#### (4) 内部統制規程の制定

内部統制規程は、平成 25 年 12 月 17 日開催の経営会議で審議し、平成 25 年 12 月 20 日開催の取締役会を経て制定されました。これで、内部統制規程に基づく内部統制委員会の活動が可能となりました。

### 2.2改善措置②-2 内部統制委員会によるモニタリングの強化

#### (1) 内部統制委員会の権限等の明確化

修正・変更前は、当社のコーポレート・ガバナンスにおいて取締役会に対する監視機能を持つ機関として、内部統制委員会及び監査役会に加えて、経営統制部及び経営指導部が挙げられており、これらの相互関係や責任の所在が曖昧でした。そこで内部統制規程にそれらのことを規定するとともに、内部統制委員会の主な所掌事務及び権限として、以下①～④を定めました。

- ① 内部統制に必要なシステムの維持と改善
- ② 取締役及び取締役会が行う内部統制の活動のモニタリング
- ③ 当社の経営者又は従業員が行う業務につき、新たに重要なリスクを発見した場合、又は重要なリスクにつき適切な対応がなされていないと認められる事実を発見した場合には、取締役会にその旨を通報し、必要な措置をとるよう勧告すること
- ④ 委員長は、取締役会にオブザーバーとして出席し、内部統制に関して必要があると認めるときは、意見を述べることができる

また、改善報告書に記載した「コーポレート・ガバナンスを担う 3 組織（経営統制部、経営指導部、内部統制委員会）の定期的な会議」につきましては、平成 25 年 11 月から毎月行い、コーポレート・ガバナンスに対する相互関係や方針について確認し合い、体制強化を図っております。

#### (2) 改善措置が実施及び運用される事業拠点及び部署等

内部統制委員会が行うモニタリングは、当社の業務執行の組織が行う内部統制が対象です。そこで、以下のとおり、「当社の業務執行の組織」をつかみ、その特質に着目して、モニタリングの焦点となる事業拠点及び部署等を定めました。

##### 1) 当社の統治の組織構造

当社は、当社グループの持株会社として、グループ全体を統治（ガバナンス）する立場にあり、統治の実施を担うのは、以下の取締役等です。

・代表取締役社長・海外事業室長	小林勇雄
・代表取締役グループCEO	吉村昭一
・取締役・経理部長	村井幸夫
・取締役・経営指導部長	辰巳保彦
・取締役・監査室長・新規事業推進部長	福田正樹
・取締役・経営統制部長	吉村一男
・管理部長	吉村仁博

そして、この取締役等がそれぞれ、次に示すとおり、当社グループの子会社の代表取締役社長となり、子会社を直接に管理しており、当社は比較的簡素な組織構造を有しています。また、当社グループ内において親会社（当社）が子会社をコントロールするためのグループ稟議制度等があり、子会社を管理する体制があります。そのためこれら取締役等がその気になれば、改善は直ちに進行し、逆に、その気にならなければ改善なし、という組織構造です。それゆえ、モニタリングの優先的な第1の焦点は、これらの取締役・取締役会であり、親会社（当社）のコントロールが有効に機能しているかどうか、これもモニタリングの対象といたします。

当社グループの子会社は、事業のタイプによって、以下の二つに分けられます。

2) ソフトウェア/コンピュータ事業子会社

当社の主たる事業は、データ処理を中心に発展してきた情報処理技術であり、以下に示す3系5社が、当社の売上・収益を生み出す事業拠点です。

・共同コンピュータ系			
共同コンピュータ(株)	東京都千代田区	代表取締役	村井幸夫
共同コンピュータ(株)	福井市	代表取締役社長	村井幸夫
・共栄システムズ系			
(株)共栄システムズ	東京都三鷹市	代表取締役社長	小林勇雄
(株)九州共栄システムズ	福岡市	代表取締役社長	小林勇雄
・データセンター系			
(株)共栄データセンター	福井市	代表取締役社長	林 壮俊

共同コンピュータ系2社の村井代表取締役社長、及び共栄システムズ系2社の小林代表取締役社長は、ともに当社の中核的な取締役として、直接にこれら子会社を管理する体制です。

この3系5社には制作・営業の業務があり、当社及び子会社全体とともに「改善措置① 資産評価等のマニュアルの整備及び周知徹底」の対象となり、モニタリングの第2の焦点です。

3) その他子会社

以下のとおり、3種類7社があり、うち6社の代表取締役社長を、当社の取締役等が兼務して直接管理しております。

・グループ資金運用				
	サムソン総合ファイナンス(株)	福井市	代表取締役社長	吉村仁博
・不動産管理				
	(有)サムソン・エステート	東京都三鷹市	取締役	福岡 誠
・新規事業等				
	カイコム・インベストメント(株)	東京都千代田区	代表取締役社長	辰巳保彦
	ASHAKY(株)	東京都千代田区	代表取締役社長	福田正樹
	(株)そんとく	東京都三鷹市	代表取締役社長	福田正樹
	KYCOM ASIA PTE LTD.	シンガポール	マネージングディレクター	吉村一男
	YURISOFT INC. (YSI)		代表取締役社長	吉村昭一

これら「その他子会社」は、前記3系5社の事業子会社と異なり、個別に以下のような事業上の特徴があり、モニタリングの第3の焦点といたします。

(a) サムソン総合ファイナンス(株)

当社グループの資金運用を担うという目的の子会社であり、事業における資金の重要性から、当社グループのその面での中核となるものです。資金面から当社グループの事業を下支え、当社グループの発展とともにこの子会社も成長することが期待されております。そういう役割の一方、関連当事者等との取引に健全性が疑われるような例があり、今後、そういうことのないよう内部統制の徹底を図ります。

(b) (有)サムソン・エステート

不動産の管理を事業目的とする子会社ですが、この「不動産」は、本件改善措置の原因となった富山市や福井市の土地とは無関係であり、首都圏に所在する当社所有のアパートの賃貸管理という、堅実な性質の事業です。

(c) 新規事業等5社

この5社は、当社グループの事業の拡大・発展を目指す新規事業の実施拠点ですが、すでに休眠状態にあるもの、着手状態にあるものがあります。コーポレート・ガバナンスの本来の目的は、企業価値の向上であり、それには新規事業を企て、成功させる努力が不可欠の要素となります。今後、積極的に推進する、あるいは整理するなどの方針を定め、迅速に対応いたします。

(3) 内部統制委員会によるモニタリング実施・運用状況

以上、改善措置が実施及び運用される事業拠点及び部署等として、第1～第3の焦点を示しましたが、第1（取締役・取締役会を対象とするモニタリング）は、主にこのあとの「改善措置②-3 取締役会の機能の活性化」で扱うこととし、その他のモニタリングの細目6点を第1表に示し、以下に各細目の実施・運用について説明いたします。

1) 資産評価等のマニュアル遵守モニタリング

当社には従来 of 会計処理に使用されてきたマニュアルに加え、今回の改善措置によって新たに「資産評価等のマニュアル」（第1部参照）として、以下の4点を作成いたしました。

- ・固定資産減損会計処理マニュアル

- ・ソフトウェア会計処理マニュアル
- ・有価証券会計処理マニュアル
- ・金銭債権会計処理マニュアル

マニュアルを適用して会計処理を行うのは、当社の経理部及び各会計単位の子会社の経理担当部署です。経理担当部署ではそれぞれ会計事務における内部統制を行っており、内部統制委員会はそれをモニタリングいたします。

内部統制委員会では、第1部「資産評価等のマニュアルの整備及び周知徹底」の進行に伴い、モニタリングに用いるチェックシートの作成に着手し、平成26年2月4日に内部統制委員会の会議を開催して実施に移しました。チェックシートは、当社及び子会社の経理担当部署を対象に、上記4点の新規マニュアルが遵守されているかをモニタリングするためのもので、すでにこれを使用して、共同コンピュータ系2社に対するモニタリングを実施し、新規マニュアルによる会計処理が行われていることを確認いたしました。

このモニタリングは、内部統制委員会の委員が分担して日常的に実施し、モニタリングの結果は、チェックシートにより四半期ごとに内部統制委員会に報告いたします。新たに重要なリスク、又は重要なリスクにつき適切な対応がなされていない事実を発見した場合には、直ちに委員長に通報し、委員長は、必要に応じて追加のモニタリングを実施いたします。

内部統制委員会によるモニタリングは、今回はこうして、新規マニュアル4点の遵守を対象に実施しておりますが、この遵守が徹底した後は、モニタリング対象を適宜見直し、在来の経理規程類の遵守に関するモニタリングなど、チェックシートの様式を変えて実施し、マニュアル遵守の会計処理が定着するようにいたします。

## 2) 「その他子会社」モニタリング

「その他子会社」の3種類7社はそれぞれに、事業子会社3系5社とは異なる性質のリスクがあり、共通のチェックシートが適用可能かどうかの問題があり、実務に合うようにチェックシートを作成する過程それ自体が、実質的にモニタリングの始まりでした。各社の代表者を対象とするヒアリングによって課題をとらえ、解決の筋道を模索しながら、それをチェックシート化したいたしました。しかし、「その他子会社」は、(有)サムソン・エステートを除き、いずれも当社取締役ら経営幹部が代表者ですので、当社取締役会の方針が直接に及び、その意味で、後記「改善措置②-3 取締役会の機能の活性化」に期待されるところです。チェックシートはそうした改善策を進める一助となるものです。今後、さらなるモニタリングの方法について改善を図ります。各社に対するモニタリングの状況は、以下のとおりです。

### (a) サムソン総合ファイナンス㈱

この会社は、前記のとおり、当社グループの資金運用を担うという役割がはっきりしています。その方向での健全な実務が行われるようにする方策が必要であり、そのために、親会社(当社)によるコントロールのためのグループ稟議というすでに存在する制度を活用するようにし、同時に、当社取締役各位がこの会社を当社グループの資金運用子会社として育てるという共通の認識を持ち、取締役会の場で情報を交換し討論することが有効に機能するようにいたします。これまでのところ、代表者に対するヒアリングでは、新たな重要なリスク

等は見受けられません。チェックシート上では、取引残高の推移の確認、及び、グループ稟議制度に従っていることの確認を行います。

(b) (有)サムソン・エステート

事業が堅実な内容なので、チェックシートでは、事業上の変化があるか、ないか、を中心に記録することとしています。代表者に対するヒアリングでは、これまでのところ、新たな重要なリスク等は見当たりません。

(c) 新規事業等5社

この5社の実情は、すでに代表者に対するヒアリングによって把握を進めてきましたが、これまでのところ、新たな重要なリスク等は見当たりません。しかし、新規事業への取組みは、当社グループの将来にわたる発展を左右する重大問題です。新規事業等5社に対してどのように対応するかは、株主・投資家に対して、新規事業に対する当社の姿勢、ひいては将来にわたる当社のビジョンを示すこととなります。

当面の対策の基本事項として、親会社（当社）によるコントロールのためのグループ稟議という制度の活用とともに、後記「改善措置②-3 取締役会の機能の活性化」により、各社の状況が当社取締役会に報告されるようにし、取締役間において情報の共有を図り、協力して問題解決に向かうようにいたします。

改善に向けての具体的な実務として、まず、新規事業等5社の見直しを、監査室、経営統制部、経営指導部及び内部統制委員会が協力して迅速に実施いたします。当該子会社の取締役が、当社の「株主の権利を保護し、株主を平等に扱うこと」に違反しないようにするというコーポレート・ガバナンスの最低限の要求を満たすのはもちろんのこと、さらに担当の取締役各位が積極的に、新規事業を推進し実現する努力をして当社の企業価値の向上を図るようにし、株主・投資家の理解につなげるようにしてまいります。チェックシート上では、事業の変化があるか、ないかの記録にとどめていますが、以上のとおり改善の実務を推進いたします。

3) 内部統制委員会委員長が取締役会出席

取締役会は当社の業務執行を決定する機関であり、内部統制委員会委員長が取締役会の会議に出席して、取締役会の内部統制の活動をモニタリングいたします。平成26年1月22日開催の取締役会に、杉本委員長が初めて出席し、これからの内部統制の在り方について概要を説明し、質疑応答を行いました。以後、同委員長がやむを得ない事情により都合がつかない場合には内部統制委員会の他の委員が代わって出席する方法により、すべての取締役会に出席する方針です。

4) 取締役会への通報

内部統制委員会は、以上のモニタリングを通じて、当社の経営者又は従業員が行う業務に、新たに重要なリスク、又は重要なリスクにつき適切な対応がなされていない事実を発見した場合に、取締役会に通報し、必要な措置をとるよう勧告いたします。

5) 監査役会との協力

内部統制委員会が監査役会と協力し、相互での検証及び強化を進めることによってモニタリ



ングの実効性を高めることとし、内部統制委員会はモニタリングに関して監査役会へ四半期に一度、報告いたします。すでに平成 26 年 1 月 17 日に、小林、三輪両監査役と、杉本内部統制委員長とが会合し、協力が発足いたしました。（この会合の内容は、後出「改善措置③ 監査役会におけるモニタリング機能の強化」に記載）。内部統制委員会では、この会合における合意に従って職務を遂行しており、今後も、必要に応じて協議をお願いするほか、監査役会に対してモニタリングに関し四半期に一度報告することにいたします。

#### 6) 会計監査人との協力

当社の内部統制システムが、会計監査人との適切な協議の中で行われるようにする趣旨による協力です。すでに平成 26 年 1 月 27 日に、会計監査人と杉本内部統制委員会委員長とが、当社の代表取締役社長小林勇雄の立会いのもとに会合し、①会計監査人から、内部統制委員会の役割は極めて重要であることから、これに対応して委員会の職務を遂行するよう要請があり、②内部統制委員会委員長から、今後の内部統制は、当社の新たな内部統制規程により、当社の事業規模・組織構造に適した方式によることにしたいので、会計監査人のご了解をお願いしたいと述べ、③同委員長からさらに、今後、会計監査人と当社との間に意見の対立が起きたときは、会計監査人から監査役会へ通報してくださるよう、その場合、監査役会が加わり、当社取締役会・会計監査人・監査役会の 3 者間の協議により解決を図ることにつき、監査役会も同意していることを述べ、以上 3 点につき双方の意見が一致いたしました。

#### (4) 監査室による内部監査を通じたモニタリング

内部統制委員会によるモニタリングの強化に伴い、従来監査室が行っていた内部監査を通じたモニタリングも強化することといたしました。

監査室は、年次ベースで「財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価」レポートを親会社（当社）の代表取締役社長に提出すべく、当社グループの関連部署や内部統制委員会と協働して、代表取締役社長に認可された計画に従い、モニターの実施および評価レポートの作成を行い、財務報告の信頼性を維持向上させてまいりました。

今回の改善措置である経理部の連結決算体制の整備や経理規程に基づいて作成した連結決算時の資産評価に関する会計処理マニュアル及び業務フローを含め、従来の監査項目の整備や強化を行い、内部統制に則った業務処理が子会社を含めたグループ全体で行われているかを平成 26 年 3 月末本決算時から監査してまいります。特に、ワークフローに基づいて、関連部署や関連会議での活動が適正に行われているかを、業務監査の観点から強化していく所存です。

第1表 「②-2 内部統制委員会によるモニタリングの強化」の改善措置細目

改善措置	実施時期	実施及び運用される事業拠点及び部署等	実施及び運用の根拠となる社内規程及びその内容	運用頻度	実施及び運用の主体	具体的な内容
1) 資産評価等のマニュアル遵守モニタリング	日常報告は四半期末	当社及び「事業子会社」3系5社	内部統制規程：委員長及び委員の各自は、分担して行うモニタリングの結果を四半期ごとに、チェックシートにより相互に報告する。	日常報告は四半期ごと	内部統制委員会の委員長及び各委員	「資産評価等のマニュアル」による会計等の処理を日常的にモニタリングし、チェックシートにより、委員が相互に報告。ただし、重要なリスクは、直ちに委員長に通報する。
2) 「その他子会社」モニタリング	随時	当社の「その他子会社」3種類7社及び関連当事者	内部統制規程：内部統制委員会は、取締役及び取締役会が行う内部統制をモニタリングする。	随時	内部統制委員会と、経営統制部及び経営指導部	資金運用及び、新規事業の推進と整理において、加えて、新規事業への取組みによって企業価値の向上を図り、株主・投資家の理解につなげる。各社代表とのヒアリングやチェックシートでモニタリング。
3) 内部統制委員会委員長の取締役会出席	取締役会開催時	取締役会	内部統制規程：内部統制委員会の委員長は、取締会にオブザーバーとして出席し、内部統制に関して必要があると認めるときは、意見を述べることができる。	取締役会開催の都度	内部統制委員会	取締役会における業務執行の決定の状況のモニタリング
4) 取締役会への通報	随時	当社グループの経営者又は従業員	内部統制規程：新たに重要なリスク、又は重要なリスクにつき適切な対応がなされていない事実を発見した場合には、取締役会にその旨を通報し、必要な措置をとるよう勧告する。	随時	内部統制委員会	当社グループの経営者又は従業員が行う業務に、新たに重要なリスク、又は重要なリスクにつき適切な対応がなされていない事実を発見した場合に、取締役会に通報し、必要な措置をとるよう勧告する。
5) 監査役会との協力	随時報告は四半期末	監査役会	内部統制規程：内部統制委員会は、監査役及び監査役会との間において、所掌事務及び権限の範囲内で、適切な協議を行い、監査役会に対してモニタリングに関し四半期に一度報告する。	随時報告は四半期ごと	内部統制委員会	内部統制委員会は監査役会と協力し、相互での検証及び強化を進めることによってモニタリングの実効性を高め、モニタリングに関して監査役会へ四半期に一度、チェックシートの結果をもとに報告する。
6) 会計監査人との協力	随時	会計監査人	内部統制規程：内部統制委員会は、所掌事務及び権限の範囲内において、監査人と適切な協議を行う。	随時	内部統制委員会	内部統制委員会は、当社の内部統制システムが、監査人との適切な協議の中で行われるようにする。

### 2.3 改善措置②-3 取締役会の機能の活性化

#### (1) 基本的な方向

改善措置の効果は、直接には、内部統制委員会が取締役会の内部統制の活動に対する監視機能を持つようにし、監視体制を強化するという、取締役会に対する他律的な規制です。修正・変更前の改善措置は、この「他律」が中心になっていますが、当社が一過性の対策ではなく、将来にわたる健全な企業基盤を確立する観点からは、他律的な強制だけでなく自律による変化を促す必要があります。このことは、内部統制の運営方針として、大切なことと思われま

会社が存立するためには、目的とする事業に必要な業務を執行するについて、

- ①取締役会が業務執行を決定し（会社法第 362 条第 2 項 1 号）、
- ②取締役が法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、会社のため忠実に（同第 355 条）善管注意義務を尽くして職務を執行し（同 330 条・民法 644 条）、
- ③その職務の執行を取締役会が監督する（同第 362 条第 2 項 2 号）。

すなわち、これが、会社が存立するための業務執行の法的な仕組みであって、当社における今回の改善措置も、このような仕組みに乗せて推進する必要があります。

コーポレート・ガバナンスの本来の目的は企業価値の向上であり、当社は上場会社として、株主・投資者等からの信認を確保していく上でふさわしいコーポレート・ガバナンスを実現しなければなりません。

コーポレート・ガバナンスには、五つの機能が期待されています。すなわち、「①株主の権利を保護すること」、及び「②少数株主や外国人株主を含めて株主を平等に扱うこと」は、上場会社として株主・投資者等からの信認を確保するには、最も重要なことです。

「③企業とステークホルダーの円滑な関係の構築を通じて企業価値や雇用の創造、さらに健全な企業経営の維持を促すこと」については、最も重要で身近なステークホルダーである、従業員及び顧客との間に、円滑な関係を築くことが、企業価値や雇用の創造、さらに健全な企業経営の維持のための前提となることです。

「④会社の財務状況、業績、所有状況やガバナンスを含むすべての重要事項についての適時適切な情報開示（ディスクロージャー）を保証すること」については、この欠如が、今回の改善措置の事態を招いたのです。さらに、「⑤取締役会・監査役（会）等による経営の監督を充実させ、取締役会・監査役（会）等の株主に対するアカウントビリティが確保されること」は、この改善状況報告書の重要な要素です。

このようなコーポレート・ガバナンス確立の方針を、当社内に周知徹底し、実現に向けて行動のリーダーシップをとるのは取締役会の役割です。当社では、大規模企業と異なり、取締役は少人数であり、それだけに相互理解があり、会社法が意図する取締役会の機能を生かすことは、決して不可能なことではありません。取締役会において各取締役が担当する業務について報告し討論することは、自ずと取締役会が取締役の職務の執行を監督する機能を活性化します。これは修正・変更後の改善措置の根幹となる重要なことであります。

## (2) 取締役会の機能の活性化の実施・運用状況

この改善措置は、今回の改善措置の根幹となる重要性があります。具体的な改善措置の細目 6 点を第 2 表（次ページ）に示し、以下に各細目の実施・運用状況を説明いたします。

### 1) 内部統制規程の周知徹底及び再検討

内部統制規程は、当社及び子会社の全員が日常、常に意識して行動の規範とすべき重要なものです。よく分かるように周知徹底する必要があります。同時に、この規程が当社の経営者及び従業員の身につくように、内容及び表現に工夫の余地があると思われまます。このため、当社及び子会社の取締役全員を対象に、年 1 回、各期の期初に、内部統制に関する研修と、内部統制規程の再検討の討論を、当社及び子会社の社長が、内部統制委員会の協力のもとに行います。

第2表 「改善措置②-3 取締役会の機能の活性化」の改善措置細目

改善措置	実施時期	実施及び運用される事業拠点及び部署等	実施及び運用の根拠となる社内規程及びその内容	運用頻度	実施及び運用の主体	具体的な内容
1) 内部統制規程の周知徹底及び再検討	各期の期初	当社及び子会社の取締役全員	内部統制規程：内部統制は取締役・取締役会が行い、内部統制委員会がモニタリングする。	年1回	当社及び子会社の社長 内部統制委員会が協力	内部統制に関する研修と、内部統制規程の再検討の討論
2) 各社社長によるコーポレート・ガバナンス方針表明	改善措置の実施開始時、及び期初	当社及びソフトウェア/コンピュータ事業子会社3系5社の社長	内部統制規程：当社は上場会社としてふさわしいコーポレート・ガバナンスを実現すべきものとする。	年1回	当社及びソフトウェア/コンピュータ事業子会社3系5社の社長	別紙3の様式による「コーポレート・ガバナンス方針表明」
3) 取締役の取締役会出席チェックシート	取締役会開催時	当社の取締役	会社法363条2項：取締役は自己の職務の執行の状況を取締役会に報告する義務があり、取締役会において取締役が互いに活発に発言し討論する慣習の形成を目指す。	取締役会開催の都度	取締役及び取締役会事務局	チェックシートに所要事項を記入し、取締役会事務局がこれを保管し、監査役及び会計監査人並びに内部統制委員会に供覧する。

2) 各社社長によるコーポレート・ガバナンス方針表明

当社及びソフトウェア/コンピュータ事業子会社3系5社の社長の名において、(別紙3)の様式による「コーポレート・ガバナンス方針表明」を、今回の改善措置の実施の開始時期、及び今後、各期の期初に実施いたします。これは、当社がその内容のコーポレート・ガバナンスを重視し、ステークホルダーとの関係が重要である各社の社長がその旨コミットすることを、自社ホームページに掲載し内外に示すものです。これは今回、平成26年度期初に先立って、別紙3で記載のように平成26年3月13日をもってKYCOMホールディングスの方針表明をさせていただきます。

3) 取締役の取締役会出席チェックシート

取締役会の会議において取締役が活発に発言し討論する慣習の形成を目指して、当社の取締役各自が、チェックシートに所要事項を記入することといたしました。取締役会事務局がこれを保管し、監査役及び会計監査人が行う監査、並びに取締役会の内部統制の活動に対して内部統制委員会が行うモニタリングのために、閲覧に供します。

チェックシートの様式は、以下の①～③の項目に従い、取締役各自が自身の報告・発言・質問の有無、要点を記入する内容としております。

- ① 自己の職務の執行状況の報告
- ② 他の取締役の職務の執行状況の報告に対する発言・質問
- ③ 他の議案に対する発言・質問

当社では、少人数の取締役が直接に子会社の業務執行を管理する簡素な組織形態であり、取締役会における発言・討論が活発になれば、自ずと正当な職務遂行の責務の自覚が進むと期待されます。チェックシートの使用は、平成26年2月20日開催の取締役会から実施しております。期待どおりになるかどうか、つまりチェックシートの効果は、各取締役の意識の問題なので、可視化して証明するわけにはいきません。取締役会出席チェックシートは、それゆえの工夫です。改善に向けての取締役各位の姿勢を示す、分かりやすい方法ですが、必

要に応じて改良を加えるようにして、有効に利用する方針です。

### 3. 改善措置③ 監査役会におけるモニタリング機能の強化

#### (1) 会計の争点とその解決方法

今回の「改善措置① 資産評価等のマニュアル」の整備は、財務諸表の作成に関するルールとしての会計基準を明瞭にすることになります。

しかしながら、ある勘定科目の会計処理に適用される会計基準をめぐって、上場会社が用いている会計基準があり、それに対して会計監査人が別の会計基準を主張し、両者間に意見の相違が生じた場合に、抜き差しならない対立関係に陥るようなことは、避けなければなりません。本件の改善措置③は、そのような場合、会計基準というものは必ずしも明確ではないので、上場会社と会計監査人に、監査役が加わって3者協議により、適正な会計処理について合意し、上場会社はそれに従う、という解決策を妥当とする立場によるものです。

#### (2) 新たに社外監査役として弁護士等の選任

平成26年6月開催予定の当社定時株主総会において新たに社外監査役として弁護士等を選任することといたしました。

当社の監査役は、一般的に適正な監査を行ってきましたが、法律や会計に関し必ずしも専門的な知識・能力を有するわけではありませんでしたので、今後は高度な専門的な知見から監査を実施するために弁護士等を選任することといたしました。

#### (3) 監査役会と内部統制委員会の協力

監査役会及び内部統制委員会が、それぞれ自主的に行うモニタリングがあり、そこで、互いに協力して相互での検証及び強化を進めるもので、常時の実施です。すでに平成26年1月17日に、小林、三輪両監査役と、杉本内部統制委員長とが会合し、①改善報告書記載の改善を推進し当社の空気を一新したい、②監査役会の監査能力の強化が必要であり、社外監査役に弁護士等を選任すること、③今後、当社と会計監査人との間に監査基準等をめぐって対立が起きたときは、監査役（会）加わり3者間の協議により解決すること、の合意に至りました。

監査役会と内部統制委員会とが協力して行うモニタリングについて、各細目の実施・運用状況を第3表に示します。

第3表 監査役会と内部統制委員会の協力の細目

協力の内容	実施及び運用の根拠となる社内規程及びその内容	実施時期・運用頻度
1) 取締役会の会議の際に、その前後における監査役と内部統制委員会委員長とのコミュニケーション	内部統制規程：内部統制委員会の委員長は、取締役会にオブザーバーとして出席し、内部統制に関して必要があると認めるときは、意見を述べるができる。	取締役会の会議開催の都度
2) 内部統制委員会は、モニタリングに関して監査役会へ、チェックリストを用いて報告する。	内部統制規程：内部統制委員会は、監査役及び監査役会との間において、所掌事務及び権限の範囲内で、適切な協議を行い、監査役会に対してモニタリングに関し四半期に一度報告する。	四半期に一度、各四半期末
3) 当社と会計監査人とが会計方針について対立する等、当社の会計監査に関する不測の事態における、監査役会と内部統制委員会との対応の協議	同上	随時

#### 4. 改善措置④ 当社及び当社子会社の規程に対する見直し

今回の改善措置の一方は「第1部 資産評価マニュアル等に関する改善」であり、この観点からの見直しは、すでに第1部において行われ、その結果、「固定資産減損会計処理マニュアル」等4件のマニュアル及びワークフローが新たに作成いたしました。

他方は「第2部 内部統制に関する改善」であって、この観点から、大略の見直しを行い、内部統制委員会を社内において取締役会の諮問機関とするために「取締役会規程」を平成25年12月に改正し、さらには「規程管理規程」を会社法第362条第4項第6号と整合なものにするよう、平成26年2月に改正いたしました。

その他の見直しは、業務の実情と照合しながら慎重に行うべく、今後、内部統制委員会が行うモニタリングに組み入れて定常的に実施するよういたします。

#### 3. 改善措置の実施状況及び運用状況に対する上場会社の評価

当社はこのたびの過年度の決算訂正の関係各位に及ぼす影響の重大さを認識し、役員及び社員の意識と社内体制の改善を真摯に進めて行くため、社内で改善プロジェクトを立ち上げ、改善状況の進捗確認や管理に取り組んでおります。経理部におきましても、経理業務のマニュアルの作成や業務プロセスの見直しを図り、積極的に教育を行っていくことで再発防止に向けた効果が表れていると感じております。

開示担当者につきましても、人的強化に加え外部セミナーでの教育を行い、組織的な強化が図られており、再発防止に向けた取り組みがなされております。

またコンプライアンス意識向上につきましても、内部統制委員長に外部有識者を迎え、内部統制委員長指導の下、社内での実施に向け規程の制定などを行い、継続的な環境整備が図られております。

今後につきましても、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方である「企業とは、株主各位、お客様、お取引先、地域社会並びに従業員に対して責任を有し、法令遵守及び企業倫理の徹底がかかる社会的責任を果たすための最低要件である。」との認識に立ち戻り、このたびの過年度の決算訂正の関係各位に及ぼす影響の重大さを認識し、役員及び社員の意識と社内体制の改善を真摯に今後も進めて行く所存であります。

(別紙1)

訂正による過年度連結業績及び個別業績への影響

(単位：千円)

期別	項目	連結			個別		
		訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額
第41期 平成20年3月期	売上高	3,697,827	3,697,827	0	127,959	127,959	0
	営業利益	185,219	135,118	△50,101	6,636	6,636	0
	経常利益	180,602	130,501	△50,101	6,544	6,544	0
	当期純利益	327,200	33,287	△293,913	469,507	220,024	△249,483
	純資産	2,040,798	1,294,937	△745,861	1,860,766	1,350,003	△510,763
	総資産	3,410,596	2,649,701	△760,895	1,879,326	1,368,563	△510,763
第42期 平成21年3月期	売上高	3,474,540	3,474,540	0	129,055	129,055	0
	営業利益	151,871	134,198	△17,673	8,285	8,285	0
	経常利益	150,077	132,403	△17,674	7,787	7,787	0
	当期純利益	48,630	81,680	33,050	△16,680	67,489	84,169
	純資産	2,003,093	1,290,282	△712,811	1,669,384	1,242,790	△426,594
	総資産	3,467,911	2,750,994	△716,917	1,760,240	1,333,647	△426,593
第43期 平成22年3月期	売上高	3,207,836	3,207,836	0	107,286	107,286	0
	営業利益	15,502	△54,009	△69,511	658	658	0
	経常利益	16,723	△52,788	△69,511	498	498	0
	当期純利益	30,493	△71,748	△102,241	△14,267	39,736	54,003
	純資産	2,042,345	1,227,291	△815,054	1,646,700	1,274,110	△372,590
	総資産	3,878,730	3,060,963	△817,767	1,680,388	1,307,798	△372,590
第44期 平成23年3月期 第1四半期	売上高	631,834	631,834	0	-	-	-
	営業利益	△57,250	△75,194	△17,944	-	-	-
	経常利益	△35,888	△53,832	△17,944	-	-	-
	当期純利益	△17,792	△28,235	△10,443	-	-	-
	純資産	2,013,820	1,188,323	△825,497	-	-	-
	総資産	3,727,917	2,902,420	△825,497	-	-	-
第44期 平成23年3月期 第2四半期 (累計)	売上高	1,507,456	1,507,456	0	-	-	-
	営業利益	△95,322	△108,174	△12,852	-	-	-
	経常利益	△54,720	△67,572	△12,852	-	-	-
	当期純利益	△48,483	△108,218	△59,735	-	-	-
	純資産	1,980,746	1,171,846	△808,900	-	-	-
	総資産	3,821,721	3,010,695	△811,026	-	-	-
第44期 平成23年3月期 第3四半期 (累計)	売上高	2,256,610	2,256,610	0	-	-	-
	営業利益	△84,255	△92,014	△7,759	-	-	-
	経常利益	△33,763	△41,522	△7,759	-	-	-
	当期純利益	△28,550	△85,322	△56,772	-	-	-
	純資産	2,005,672	1,199,737	△805,935	-	-	-
	総資産	3,794,706	2,978,560	△816,146	-	-	-
第44期 平成23年3月期	売上高	3,211,067	3,211,067	0	100,240	100,240	0
	営業利益	△52,039	△54,705	△2,666	△2,708	△2,708	0
	経常利益	△7,029	△9,695	△2,666	△5,268	△5,268	0
	当期純利益	△286,011	△100,785	185,226	△100,831	△25,835	74,996
	純資産	1,748,880	1,184,942	△563,938	1,545,490	1,247,897	△297,593
	総資産	3,607,604	3,026,288	△581,316	1,592,360	1,294,768	△297,592

(単位：千円)

期別	項目	連結			個別		
		訂正前	訂正後	影響額	訂正前	訂正後	影響額
第45期 平成24年3月期 第1四半期	売上高	667,757	667,757	0	-	-	-
	営業利益	△28,517	△23,424	5,093	-	-	-
	経常利益	△20,026	△14,933	5,093	-	-	-
	当期純利益	△12,904	△9,940	2,964	-	-	-
	純資産	1,724,745	1,163,771	△560,974	-	-	-
	総資産	3,580,241	3,016,196	△564,045	-	-	-
第45期 平成24年3月期 第2四半期 (累計)	売上高	1,512,513	1,512,513	0	-	-	-
	営業利益	23,746	33,931	10,185	-	-	-
	経常利益	28,355	38,541	10,186	-	-	-
	当期純利益	14,188	20,117	5,929	-	-	-
	純資産	1,735,053	1,177,044	△558,009	-	-	-
	総資産	3,459,334	2,901,171	△558,163	-	-	-
第45期 平成24年3月期 第3四半期 (累計)	売上高	2,304,827	2,304,827	0	-	-	-
	営業利益	49,642	64,920	15,278	-	-	-
	経常利益	60,382	75,660	15,278	-	-	-
	当期純利益	△29,578	37,228	66,806	-	-	-
	純資産	1,689,475	1,192,344	△497,131	-	-	-
	総資産	3,431,121	2,933,990	△497,131	-	-	-
第45期 平成24年3月期	売上高	3,242,678	3,242,678	0	102,613	102,613	0
	営業利益	129,955	146,931	16,976	1,240	1,240	0
	経常利益	134,057	151,033	16,976	△7,327	△7,327	0
	当期純利益	96,174	99,590	3,416	△79,439	12,574	92,013
	純資産	1,842,790	1,282,268	△560,522	1,466,005	1,260,426	△205,579
	総資産	3,637,758	3,077,236	△560,522	1,483,869	1,270,449	△213,420
第46期 平成25年3月期 第1四半期	売上高	733,041	733,041	0	-	-	-
	営業利益	△8,166	△2,907	5,259	-	-	-
	経常利益	△2,213	3,045	5,258	-	-	-
	当期純利益	△9,587	△6,390	3,197	-	-	-
	純資産	1,825,182	1,267,857	△557,325	-	-	-
	総資産	3,536,019	2,978,694	△557,325	-	-	-
第46期 平成25年3月期 第2四半期 (累計)	売上高	1,648,608	1,648,608	0	-	-	-
	営業利益	52,467	62,986	10,519	-	-	-
	経常利益	62,108	74,111	12,003	-	-	-
	当期純利益	23,885	31,182	7,297	-	-	-
	純資産	1,858,966	1,305,741	△553,225	-	-	-
	総資産	3,532,955	2,984,435	△548,520	-	-	-
第46期 平成25年3月期 第3四半期 (累計)	売上高	2,366,577	2,366,577	0	-	-	-
	営業利益	60,884	76,661	15,777	-	-	-
	経常利益	73,377	90,493	17,116	-	-	-
	当期純利益	△181,377	41,149	222,526	-	-	-
	純資産	1,681,189	1,343,194	△337,995	-	-	-
	総資産	3,414,211	3,080,504	△333,707	-	-	-



(別紙2)

## 純資産の負の影響額【連結】

(単位:千円)

項目等 (内容)	訂正前 (A)	訂正後 (B)	訂正額 (B-A)
平成 25 年 3 月期第 3 四半期 純資産額 (H24/12/31 現在) (純資産の負の影響額)	1,681,189	1,343,194	-337,995
(訂正額の内訳)			
① 所有する土地の減損損失の計上			
(a) 富山イノベーションパーク			-48,801
減損額 258,500 千円			
既存減損額 △ 209,699 千円			
差額 48,801 千円			
(b) 福井市大町			-13,397
		小 計	-62,198
② 仕掛品及びソフトウェア資産の売上原価への振替			
(a) 仕掛品 (新会計システム Web 化)			-49,810
(b) ソフトウェア (ST2 システム Web 化)			-30,054
取得価額 40,072 千円			
既存償却額 △ 10,018 千円			
帳簿価額 30,054 千円			
(c) ソフトウェア (土地購入管理システム)			-17,278
取得価額 23,037 千円			
既存償却額 △ 5,759 千円			
帳簿価額 17,278 千円			
(d) ソフトウェア (旅行会社 (D 社) 向け通信販売システム)			—
取得価額 61,113 千円			
既存償却額 △ 61,113 千円			
帳簿価額 — 千円			
(e) 仕掛品 (選挙システム)			-4,766
		小 計	-101,908
③ 子会社株式の評価損 (KYD 株式・KOA 株式)			—
※ 連結上は影響なし			
④ 投資有価証券の評価損			-935
評価損額 83,525 千円			
既存評価損額 △ 82,590 千円			
差額 935 千円			
		小 計	-935

(単位:千円)

項目等 (内容)	訂正前 (A)	訂正後 (B)	訂正額 (B-A)
⑤ 貸倒損失及び貸倒引当金 (繰入額) の計上			
(a) 預け金			—
貸倒損失	30,000 千円		
既存計上額	△ 30,000 千円		
差額	—千円		
(b) 貸付金			-3,000
貸倒引当金	3,000 千円		
(c) 売掛金			-7,056
貸倒引当金	7,056 千円		
(d) 前渡金			-11,025
貸倒損失	11,025 千円		
		小 計	-21,081
⑥ 税効果会計の見直し (法人税等調整額)			-148,922
既存計上額			
繰延税金資産 (短期)	30,675 千円		
繰延税金資産 (長期)	167,163 千円		
訂正前合計	197,838 千円		
遡及訂正計上額			
繰延税金資産 (短期)	28,906 千円		
繰延税金資産 (長期)	20,010 千円		
訂正後合計	48,916 千円		
		小 計	-148,922
⑦ その他			
(a) 第3四半期 (当期) 見積税金の見直し			-4,288
既存計上額	26,020 千円		
見直し後計上額	30,308 千円		
差額	4,288 千円		
(b) 中間期反映の貸倒引当金調整			1,339
売掛、貸付他引当分取消			
(c) 端数調整			-2
		小 計	-2,951
		総 合 計	-337,995

純資産の負の影響額【個別】

(単位：千円)

項目等 (内容)	訂正前 (A)	訂正後 (B)	訂正額 (B-A)
【 個別 】			
平成 24 年 3 月期			
純資産額 (H24/3/31 現在)	1,466,005	1,260,426	-205,579
(純資産の負の影響額)			
(訂正額の内訳)			
1. 子会社株式評価損 (旧・KYD株株式)			-113,220
2. 税効果会計の見直し			-113,460
3. 確定申告時 損金処理分の反映 (見積税金修正)			21,101
		合 計	-205,579

(別紙3)

## コーポレート・ガバナンス方針表明

平成26年3月13日

KYCOMホールディングス株式会社

代表取締役社長 小林 勇 雄

1. 株主の権利を保護し、少数株主や外国人株主を含めて株主を平等に扱うこと
2. 従業員の安全、健康及び福利を確保することは、企業存立の基盤であること
3. 法令等の要求を満たすコンプライアンスの重要性とともに、顧客要求事項を満たすことの重要性を、社内に周知すること、そしてこれらが企業価値や雇用の創造、さらに健全な企業経営の維持の必須条件であることを、同様に周知すること
4. 会社の財務状況、業績、所有状況やガバナンスを含むすべての重要事項についての適時適切な情報開示（ディスクロージャー）を保証すること
5. 取締役会及び監査役(会)による経営の監督を充実させ、取締役会及び監査役(会)の株主に対するアカウンタビリティが確保されるようにすること

(別紙 4)

改善措置の実施スケジュール

改善措置項目	改善報告書記載項目	実施項目	計画実績	平成25年8月	9月	10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
改善プロジェクト	立ち上げ		計画	実施							
			実績	実施							
	計画・対策の立案		計画	実施							
			実績	実施							
	計画運用の監視	定例会議で進捗確認	実績		毎週金曜日に定例会議						
取締役会への報告	取締役会や経営会議での報告	実績			報告		報告		報告	報告	
減損処理に係る会計基準等に関する専門的知識の不足に対する対応	監査法人等主催のセミナー等に積極的に参加		計画	随時参加							
		教材による社内研修・セミナー参加	実績				研修教材購入	DVD教材による社内研修			セミナー参加
	減損処理に係る会計基準等に関する専門的知識を有する人材の育成		計画	随時参加							
		社内教育、外部セミナーでの育成	実績			人選および配置	マニュアル等作成を通じた学習	DVD教材による社内研修や実務経験を通じた学習			セミナー参加
公益財団法人財務会計基準機構への加入		計画	検討	加入							
		実績	検討	加入							
全般的な経理業務のチェック体制の不足に対する対応	経理部担当役員の選任		計画	選任							
		実績	選任								
	経理部を新設		計画	新設							
		実績	新設								
統括チェック体制の整備		計画		体制表作成 人材配置	経理業務 チェック ローの作成		フローに基づき チェック運用				
		実績		体制表作成 人材配置	マニュアル・ワークフローを基に チェックリストの立案		経理業務 チェック ローの作成	フローに基づき チェック運用			
資産評価に関する評価基準、見直しのルールや体制の未整備に対する対応	固定資産評価マニュアル		計画	外部専門家と 検討	マニュアルの 作成	運用					
		固定資産減損会計 処理マニュアル	実績	外部専門家と 検討	マニュアルの 作成		運用				
	固定資産評価実施 ワークフロー		計画	ワークフロー の作成		運用					
		固定資産の減損 会計処理ワーク フロー	実績	ワークフロー の作成			運用				
	固定資産の回収可能性 プロセスマニュアル		計画		マニュアルの 作成		運用				
		実績	(固定資産減損会計処理マニュアル・固定資産の減損会計処理ワークフローに包括)								
	IT資産評価基準マニュアル		計画	外部専門家と 検討	マニュアルの 作成	運用					
			実績	外部専門家と 検討	マニュアルの 作成		運用				
	IT資産評価実施ワークフロー		計画	ワークフロー の作成		運用					
			実績	ワークフロー の作成			運用				
	子会社株式の資産評価 マニュアル		計画	外部専門家と 検討	マニュアルの 作成	運用					
		有価証券会計処理 マニュアル	実績	外部専門家と 検討	マニュアルの 作成		運用				
	子会社株式の資産評価 実施ワークフロー		計画	ワークフロー の作成		運用					
		有価証券評価 ワークフロー	実績	ワークフロー の作成			運用				
	投資有価証券評価マニュアル		計画	外部専門家と 検討	マニュアルの 作成	運用					
		実績	(有価証券会計処理マニュアル・有価証券評価ワークフローに包括)								
投資有価証券評価実施 ワークフロー		計画	ワークフロー の作成		運用						
		実績	(有価証券会計処理マニュアル・有価証券評価ワークフローに包括)								
預け金、貸付金、前 渡金、売掛金等の債 権評価マニュアル		計画	外部専門家と 検討		マニュアルの 作成	運用					
	金銭債権会計処理 マニュアル	実績	外部専門家と 検討	マニュアルの 作成		運用					

改善措置項目	改善報告書記載項目	実施項目	計画 実績	平成25年 8月	9月	10月	11月	12月	平成26年 1月	2月	3月	
資産評価に関する評価基準、見直しのルールや体制の未整備に対する対応	預け金、貸付金、前渡金、売掛金等の債権評価実施ワークフロー	金銭債権評価ワークフロー	計画				ワークフローの作成	運用			→	
			実績		ワークフローの作成			→	運用		→	
	預け金、貸付金、前渡金、売掛金等の債権の回収可能性及び与信管理プロセスマニュアル		計画					マニュアルの作成	運用		→	
			実績	(金銭債権会計処理マニュアル・金銭債権評価ワークフローに包括)								
	その他マニュアルの不足確認		計画		確認							→
			実績		確認							→
内部統制委員会が定期的なチェック		計画						チェックフローの作成	チェックフローを基にチェック	運用	→	
		実績						モニタリング方針の作成	→	モニタリング	→	
開示体制の脆弱性に対する対応	開示担当者の増員		計画		増員							
			実績		増員							
	開示外部講習会への参加		計画	→ 随時参加								
			実績			参加		参加				
関連当事者との取引確認ルールの作成		計画			取引確認ルールの作成	策定ルールの周知	運用				→	
		実績					取引確認ルールの作成	→	策定ルールの周知	運用	→	
当社及び当社子会社の規程見直し	規程の見直し		計画		見直し及び改定				内部統制委員会の検証	運用	→	
			実績	(経理部、内部統制委員会、管理部による見直しと改定を随時対応)								
モニタリング強化	内部統制委員会及び監査役会の検証及び強化		計画			検証	相互による監視					→
			実績						強化について会議	モニタリング		(次回総会にて弁護士等の監査役選任)
コーポレート・ガバナンス体制の強化	チェックリストの見直しと強化		計画		見直し及び強化			→	運用		→	
			実績					モニタリング方針の作成	各種チェックリストの立案		→	
		内部統制規程の制定	新規立案						内部統制規程の制定	運用	→	
	外部からの監視体制強化		計画		内部統制委員会への参画 委員長の選任							
			実績				内部統制委員会への参画 委員長の選任		取締役会への出席		→	
	運営に係るルール強化		計画			ルールの見直し			→	定期的な報告		→
			実績						モニタリング方針の作成	→	モニタリング	→
		取締役会の機能の活性化	新規立案							チェックリストによるモニタリングと活性化		→
	内部統制委員による外部研修		計画	→ 随時参加								
			実績								外部有識者による社内教育	外部講習にも随時参加
3組織による定期的な会議		計画			定例会の開催				定例会の開催		→	
		実績					定例会の開催	→ 毎月開催				